

第2次 吉野ヶ里町総合計画 後期基本計画

令和5～9年度
(2023～2027年度)

ひとよし・まちよし・住んでよし
快適ふるさと吉野ヶ里



令和5年3月
吉野ヶ里町

目次

第1編 序論	1
第1章 後期基本計画の策定にあたって	2
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の構成	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定方針	4
5 策定体制	5
6 計画の推進体制	6
第2章 社会の潮流と吉野ヶ里町の現状・課題	7
1 近年の社会動向	7
2 吉野ヶ里町の現状	10
3 前期基本計画の評価・検証	15
4 住民アンケート調査結果	22
5 吉野ヶ里町の特性と課題	25
6 後期基本計画に向けた方向性	27
第2編 基本構想	29
第1章 基本構想の概要	30
第3編 後期基本計画	31
第1章 目標人口	32
第2章 土地利用の方針	33
第3章 後期基本計画の体系	34
第4章 SDGsの視点を取り入れた施策の推進	37
第5章 重点プロジェクト	39
第6章 後期基本計画の取り組み	43
方針1 人にやさしいまちづくり	43
方針2 みんなでつくるまちづくり	55
方針3 ゆとりとおいしいのあるまちづくり	62
方針4 安全・安心に暮らせるまちづくり	72
方針5 人と歴史・文化が輝くまちづくり	77
方針6 新たなブランドと活力を生むまちづくり	86
資料編	93
1. 諮問及び答申	94
2. 吉野ヶ里町総合計画審議会委員名簿	97
3. 策定経過	98
4. 吉野ヶ里町総合計画審議会条例	99
5. 個別計画策定状況	100
6. 用語解説	103

第1編

序論



第1章 後期基本計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の構成
- 3 計画の期間
- 4 計画の策定方針
- 5 策定体制
- 6 計画の推進体制

第2章 社会の潮流と吉野ヶ里町の現状・課題

- 1 近年の社会動向
- 2 吉野ヶ里町の現状
- 3 前期基本計画の評価・検証
- 4 住民アンケート調査結果
- 5 吉野ヶ里町の特性と課題
- 6 後期基本計画に向けた方向性

第1章 後期基本計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

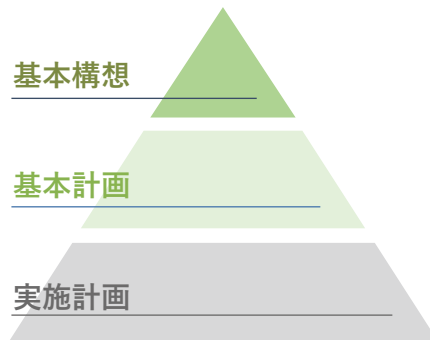
吉野ヶ里町（以下「本町」という。）では、平成30年3月に「第2次吉野ヶ里町総合計画」を策定し、「ひとよし・まちよし・住んでよし 快適ふるさと吉野ヶ里」という将来像の実現に向けて、各分野において施策・事業を推進してきました。

「第2次吉野ヶ里町総合計画」の中間年度である令和4年度を迎え、前期基本計画期間の取り組みと成果を評価・検証し、見直しをすることとしています。

また、近年、全国的な少子高齢化や人口減少の更なる進行、それに伴う地域経済の縮小、技術革新の進展による「Society5.0」の実現に向けた取り組みの推進や産業構造の変化、国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）を踏まえた取り組みの推進、地球規模の環境問題の深刻化、新型コロナウイルス感染症流行の長期化など、本町を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような社会潮流などを踏まえて、住民アンケート調査結果や前期基本計画の評価等から本町の課題を整理し、今後5年間の本町の目指すべき方向性を再設定するものです。

2 計画の構成



この計画は、吉野ヶ里町の目指す将来像及び施策の大綱等を示した「基本構想」と、構想を実現するための施策を体系化し、総合的・計画的な町政運営の指針となる「基本計画」、財政的な裏づけや社会経済情勢を判断しながら、基本計画に示した施策を具体的な事業として定める「実施計画」で構成します。

基本構想

目指すべきまちの姿を明確にするとともに、その実現のために必要なまちづくりの方向性を示す。

「基本構想」に記載されている事項

- ・吉野ヶ里町の将来像 ・まちづくりの基本理念
- ・人口の将来展望 ・まちづくりの基本的方向 ・分野別の方針

基本計画

まちづくりの将来像と基本となる考え方に沿った必要な施策の方向と内容を体系的に示す。

「基本計画」に記載されている事項

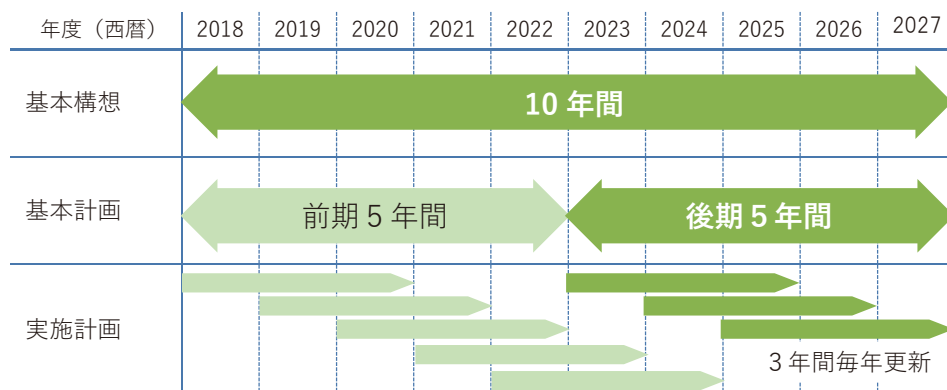
- ・分野別施策

実施計画

定めた施策を実行するため、各年度における予算編成や事業執行の具体的な指針となるものを示す。

3 計画の期間

基本構想は、計画期間を 2018 年度から 10 年間とし、基本計画は基本構想期間の後期に相当する 2023 年度から 5 年間、実施計画については 3 年間のローリング方式で毎年更新することにより実効性の高い計画とします。



4 計画の策定方針

近年、総合計画には総合調整機能の発揮がより一層求められるようになりました。

そのため、これからの総合計画については、策定過程から多くの人が参画し、住民や民間の連携のもと、まちの進むべき方向を共有できる「まちづくりの共有書」としての機能を有した計画を策定します。

策定方針 1 協働への機運を高める計画 ～住民参加～

- 住民の想い（アンケート等）を計画に反映
- 「まちづくりの共有書」としての分かりやすい計画

策定方針 2 行政のマネジメント力を高める計画 ～調整機能～

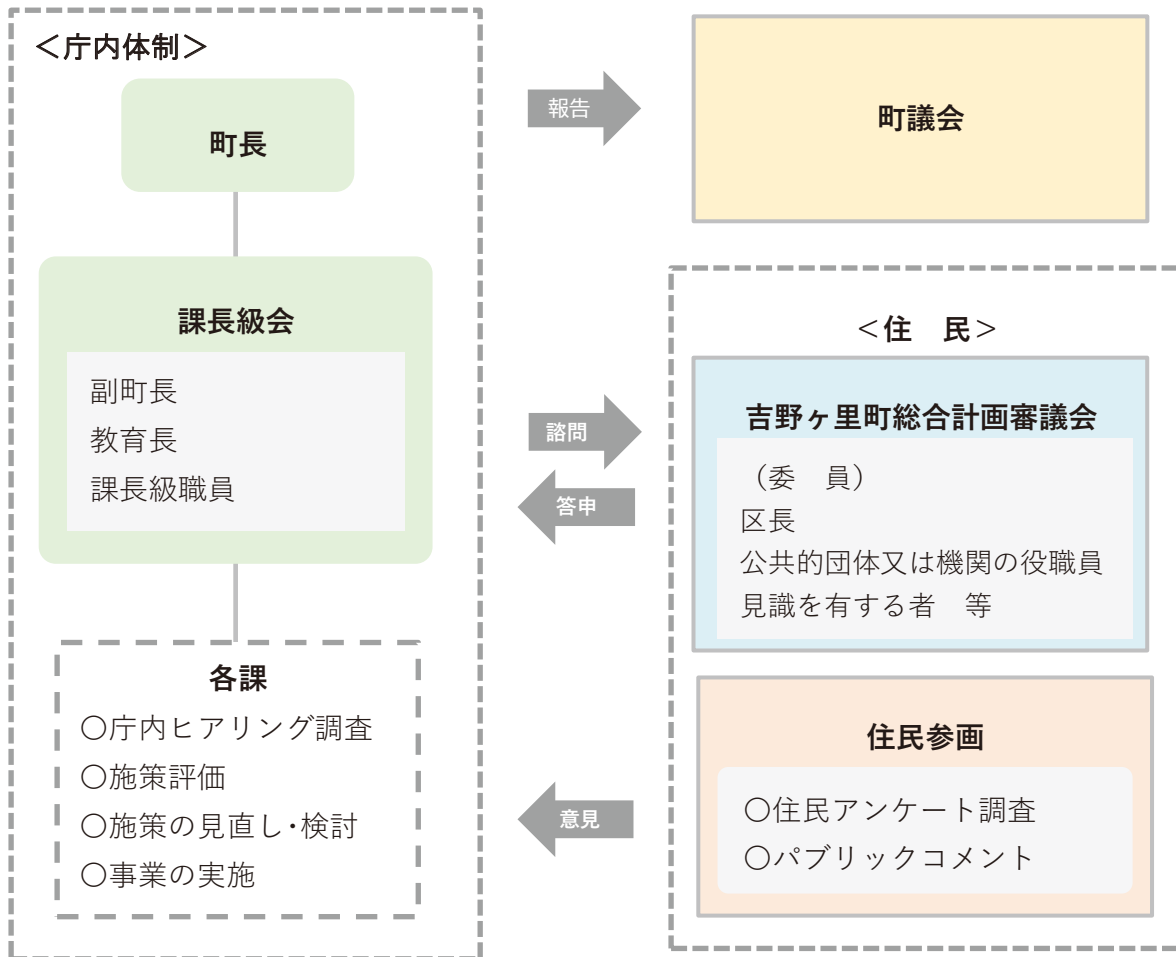
- 社会潮流等を踏まえた計画
- 経営視点による PDCA サイクル、行財政の効率化

策定方針 3 魅力・愛着・誇りを高める計画 ～シビックプライド醸成～

- 暮らしやすさ、訪れる楽しみなど、まちの魅力発信
- まちへの愛着・誇りの醸成

5 策定体制

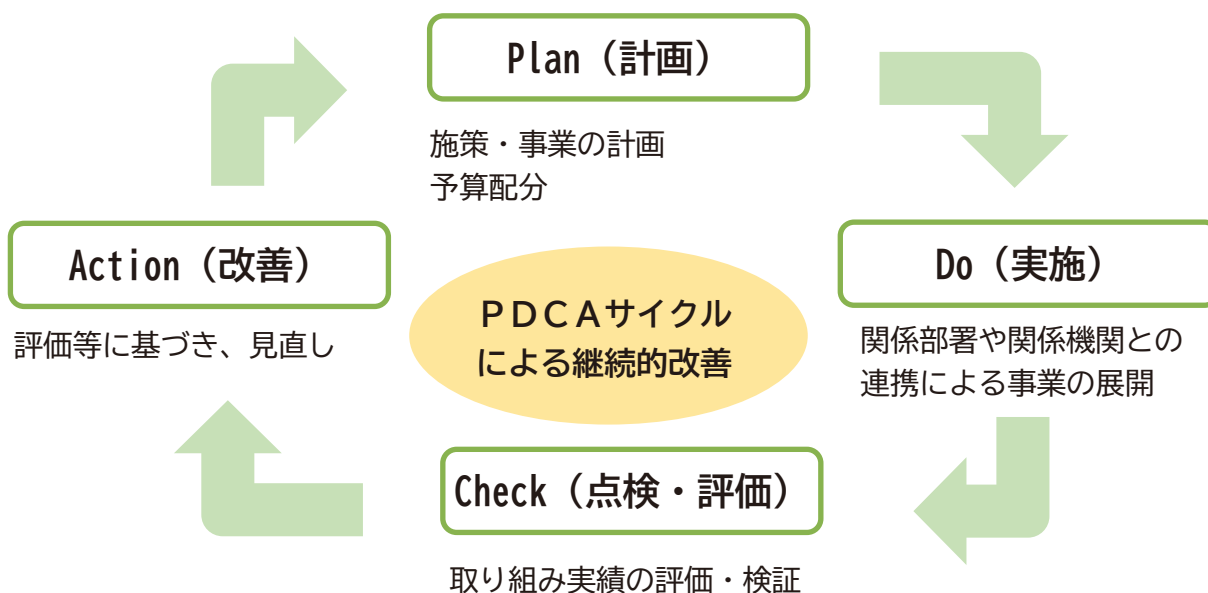
第2次吉野ヶ里町総合計画後期基本計画は、令和4年度に実施した住民アンケート調査、統計資料で現状を把握するとともに、吉野ヶ里町総合計画審議会で策定します。



6 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、町民への説明責任が果たせるよう進捗状況を明らかにしていく必要があります。

本計画で取り組むまちづくりの基本方針を実現するため、計画（Plan）に基づき前年度に実施した事業の成果や達成を整理し（Do）、目標に向けた検証作業を行い（Check）、検証を踏まえた事業の見直しや改善につなげ（Action）、次年度以降の事業の取り組みや予算編成・行政評価に反映させます（Plan）。PDCAサイクルを毎年度繰り返し実施することで進捗管理を行い、目標達成に向けた、より効率的・効果的な事業の構築につなげます。



第2章 社会の潮流と吉野ヶ里町の現状・課題

1 近年の社会動向

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大による社会の変化

- ・新型コロナウイルス感染症拡大に伴う甚大な影響は、地球規模で社会、経済、さらには人々の行動や価値観などあらゆる面に波及し、長期にわたり、大きくその影響を受けることが予想されています。
- ・このような時代の大きな転換点に直面する中、感染症拡大への対応と社会経済活動の両立を進め、さまざまな面における変化を取り入れながら、新たな経済社会の姿を実現することが求められています。

(2) 人口減少・少子高齢化の進行

- ・我が国の人口減少は、今後、少子高齢化の進行に加え、老年人口さえも減少していく人口構造の変化を伴いながら加速度的に進むと予測されており、労働力人口や消費市場の縮小など、地域社会に深刻な影響を与えることが懸念されています。
- ・このような中、国と地方が一体となって人口減少のスピードを抑制するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めることが重要になっています。
- ・さらに、地方においては、若年層の就職等に伴う大都市圏への流出などが続いており、地域経済の活力喪失を防ぐため、若い世代にとって魅力ある環境の創出を図る必要性が高まっています。
- ・また、国・地方において、高齢化等に伴う社会保障費の増大や公共施設等の老朽化などに伴う財政負担の増加が見込まれる中、民間資源の活用や他自治体との広域連携など、多様な主体との連携をさらに推進するとともに、効率的で健全な行財政運営により、持続可能な行政経営を進めることが求められています。

(3) 自然災害の深刻化、安心・安全を脅かすリスクの高まり

- ・近年、全国各地で甚大な被害を及ぼしている集中豪雨や台風に加え、巨大地震や火山噴火の懸念、新たな感染症の流行などにより、安心・安全な暮らしを脅かすリスクが高まっています。
- ・今後起こりうる危機事象による社会経済への影響を最小限にとどめ、迅速に回復が行われる体制を備えるためには、行政や住民、事業者等がそれぞれの役割を認識しながら、相互に連携して、まちの安全性を高めていくことが求められています。

(4) 地球規模での環境問題への対応と SDGs の推進

- ・温暖化による世界的な気候変動や生物多様性の損失などの地球環境問題は、人類のみならず地球上の生物すべてに危機的な状況を生じさせています。
- ・次世代エネルギーの導入など脱炭素社会に向けた取り組みを進めるとともに、大量生産・大量消費の社会のあり方を見直し、環境への負荷を低減する循環型社会の形成を図り、将来の世代に豊かな環境の恵沢を継承していくことが求められています。
- ・2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラル^{※1}を目指すことを宣言しました。
- ・2015（平成27）年の国連サミットでは「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの持続可能な開発目標（SDGs）が示されています。これは、全世界共通の目標であり、各地域や個人でも、環境問題への意識を高め、地球環境に配慮した取り組みを行う等、地球上の「誰一人取り残さない」よりよいまちづくりを進めることが求められます。

※1 カーボンニュートラル：二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

(5) 社会資本整備と老朽化対策

- ・高度経済成長期に整備された多くの公共建築物（ハコモノ）や道路、橋梁、公園、下水道などの社会資本（インフラを含む公共施設等）が一斉にその更新時期を迎えつつあります。
- ・今後、厳しい財政状況が続くなか多額の費用負担に対処するため、地方公共団体には人口減少等により予想される将来需要の変化を考慮し、長期的な視点で計画的な維持管理を行うことが必要とされています。

(6) 国際化（グローバル化）の進展と多文化共生社会

- ・ICT^{※2}の飛躍的な発展や交通手段の発達などにより、グローバル化が一層進展し、世界規模で社会的・経済的な結びつきが深まっています。
- ・また、留学や技能実習等の資格で在留する外国人や一時的に滞在する訪日観光客はいずれも増加傾向にあり、出入国管理及び難民認定法（入管法）改正による更なる増加が見込まれていましたが、新型コロナウイルス感染症の入国制限により外国人の訪日は大幅に減少しています。
- ・外国人が地域社会において支障なく生活していける多文化共生のまちづくりが求められています。

※2 ICT：Information and Communication Technology の略。情報処理及び情報伝達の工学及びその社会学的な応用技術の総称。

(7) 高度情報技術のめざましい発展 ～ Society5.0^{※3}時代 ～

- ・IoT^{※4}、AI^{※5}、ビッグデータ^{※6}など第4次産業革命^{※7}ともいわれる技術革新が進む中、新しい生活様式の実践も相まって、経済活動や日常生活におけるデジタル技術の活用が、今後さらに社会全体へ広がることが予想されています。
- ・総務省は2020年12月に「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」を策定しました。また、2021年9月にデジタル庁が設立され、ますます自治体のDXは加速していくことが予測されます。

※3 Society5.0：狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもの。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会。

※4 IoT：Internet of Things の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボットなどあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやりとりをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。

※5 AI：Artificial Intelligence の略で、学習や推論など人間の知能が持つ役割をコンピュータで実現する技術のこと。人工知能ともいう。

※6 ビッグデータ：スマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、また小型化したセンサー等から得られる膨大なデータのこと。

※7 第4次産業革命：デジタルな世界と物理的な世界と人間が融合する環境。具体的には、あらゆるモノがインターネットにつながり、そこで蓄積されるさまざまなデータを人工知能などを使って解析し、新たな製品・サービスの開発につなげる等とされている。

(8) 価値観の変化・多様化

- ・就業構造や家族形態の変化、“人生100年時代”と言われる長寿命化に加え、大都市部への人口集中リスクへの認識の広がりなどに伴う地方回帰の機運など、人々の価値観やライフスタイルの多様化がさらに進んでいます。
- ・コロナ禍を契機とした働き方の変化や、地方におけるサテライトオフィスの開設や誘致、IT（通信）環境の向上などにより、ワーケーションなどを取り入れた地方移住への関心が高まっています。
- ・多様な価値観を認め合い、一人ひとりがワーク・ライフ・バランス^{※8}を図りながら生涯にわたり、個性と能力を発揮しながら、さまざまな場面で活躍できる社会の実現が求められています。

※8 ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和。一般的には、仕事と仕事以外の生活とのバランスが取れ、その両方が充実した状態にあること。

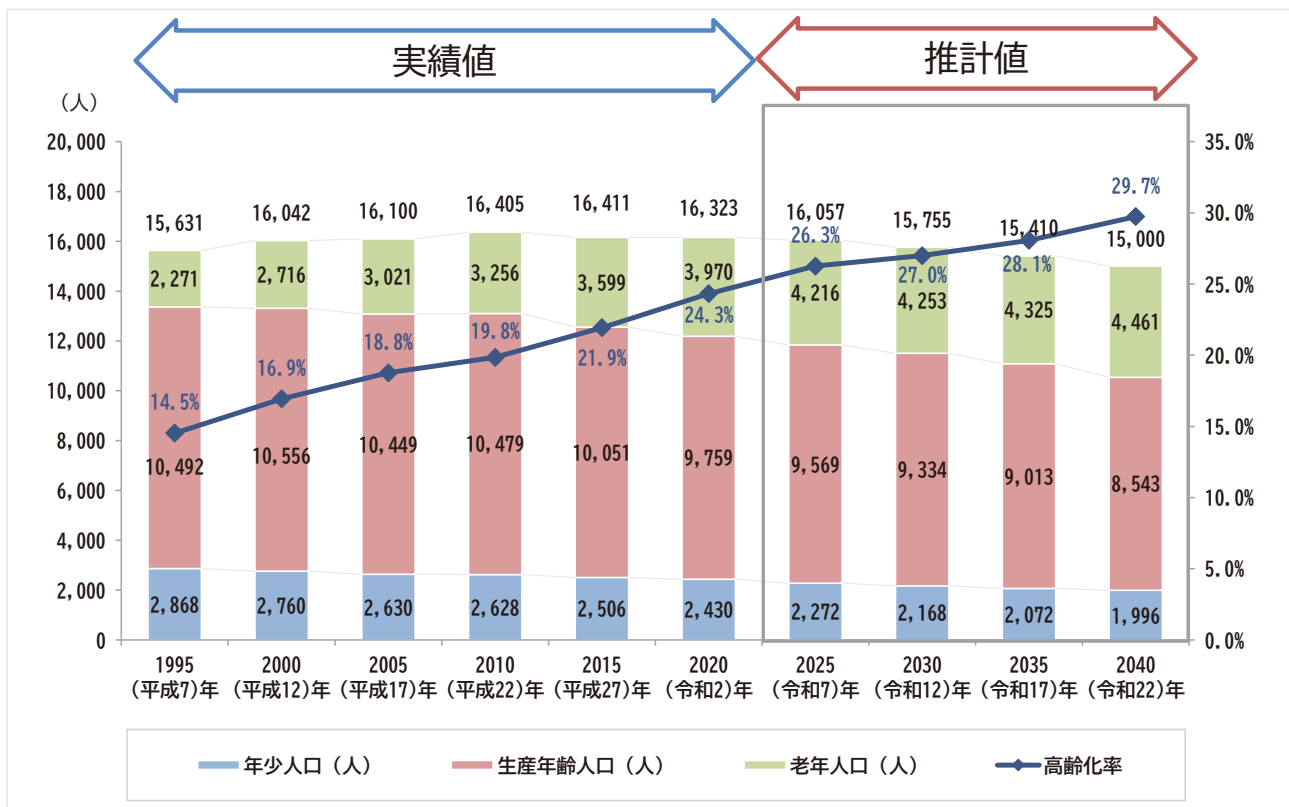
2 吉野ヶ里町の現状

(1) 人口の状況

本町の人口は令和2年国勢調査で16,323人と、16年前の合併時（平成17年当時）に比べ223人増加（+1.38%）していますが、平成27年をピークに人口減少に転じています。

年齢別人口構成比の推移をみると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）はともに減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子・高齢化が進行しています。なお、令和2年では老年人口割合は24.3%となり、年々上昇しています。

◆年齢3区分別人口及び高齢化率の推移

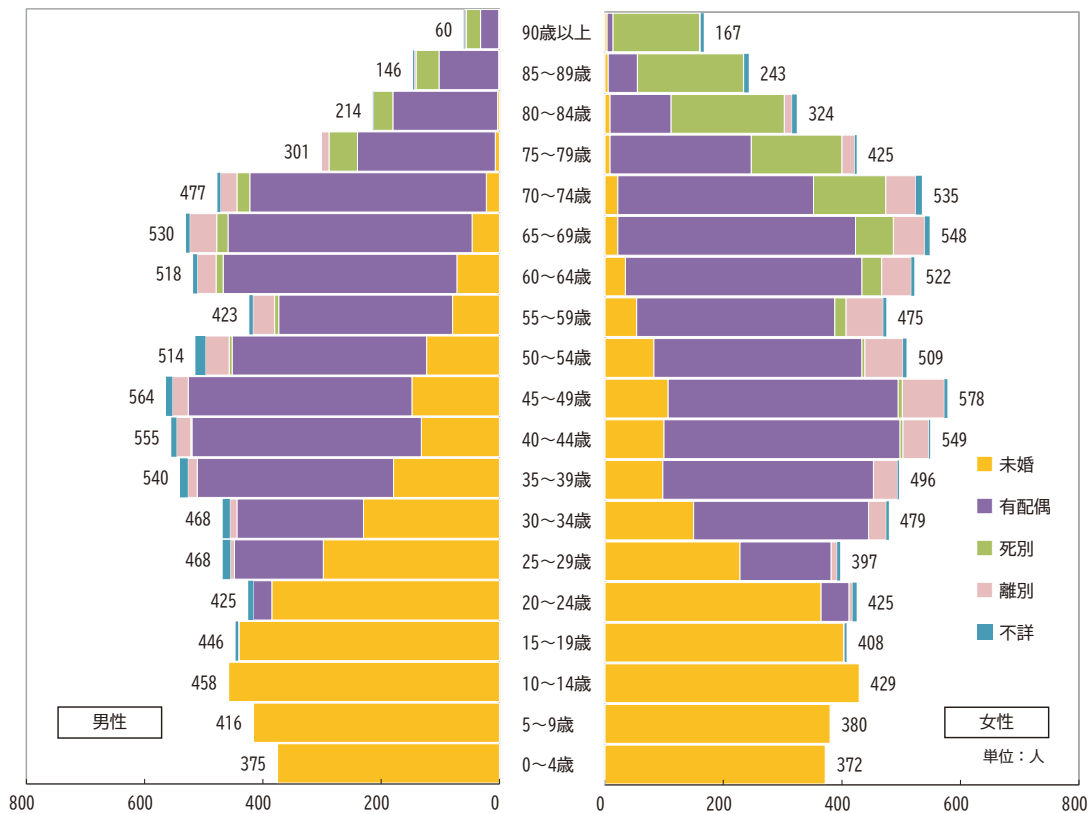


出典：平成7年～令和2年は「国勢調査」総務省、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」より

本町の令和2年の人口構成をみると、0～9歳が若干少なくなっていますが、進学や就職による転出が多くなる20、30歳代のくぼみも小さく、ある程度バランスが維持されているといえます。

また、男女とも35歳～49歳が、いわゆる団塊の世代とともに多くなっているところが本町の特徴といえます。ここから30年後の2040年、50年後の2060年に向けて、バランスのとれた人口構成をいかに維持・発展させていくのが重要となっています。

◆人口ピラミッド（配偶関係別・令和2年）

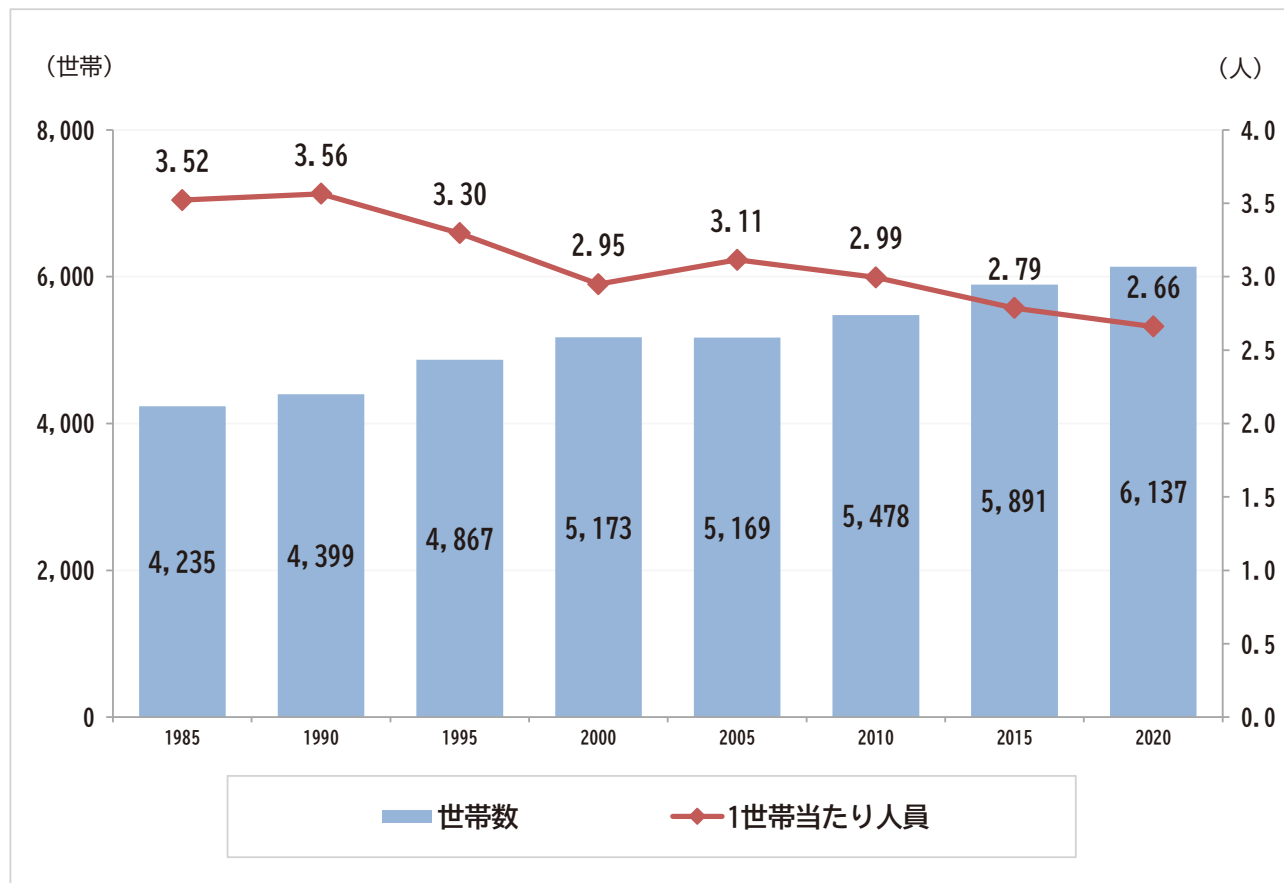


出典：国勢調査

(2) 世帯の状況

国勢調査による本町の世帯数は、1985年の4,235世帯から2020年には6,137世帯に増加しました。同じ期間の1世帯当たり人員は3.52人から2.66人に減少しており、世帯規模が次第に小さくなってきていることがわかります。

◆世帯数及び1世帯当たり人員数の推移



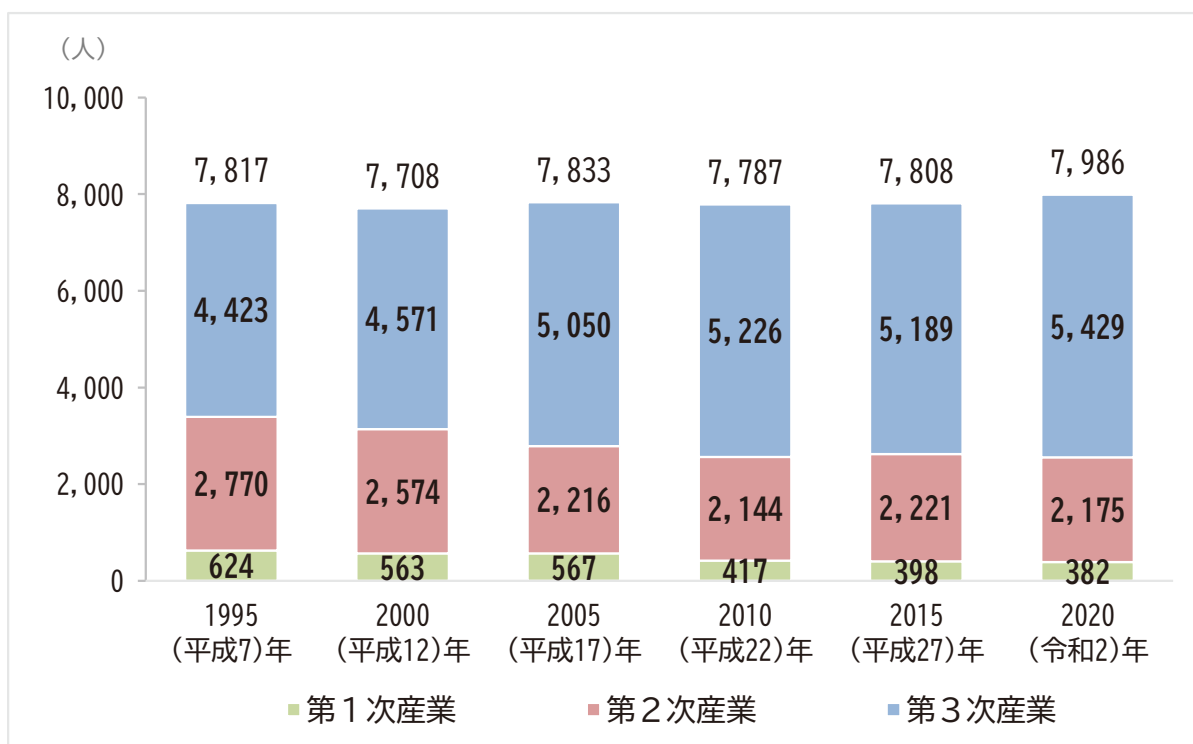
出典：国勢調査

(3) 産業の状況

本町の就業者数は令和2年国勢調査で7,986人と5年前に比べ2.3%増加しました。2020年の就業者数は2015年と比較して増加しています。産業別には、第3次産業で増加していますが、第1次産業、第2次産業では減少しています。

本町では人口増加が続いていましたが、就業者数も同様に増加が続いています。産業別就業者数の割合をみると、第1次産業4.8%、第2次産業27.2%、第3次産業68.0%となっています。これまで同様、第3次産業が全体の6割以上を占めています。

◆産業別就業人口の推移

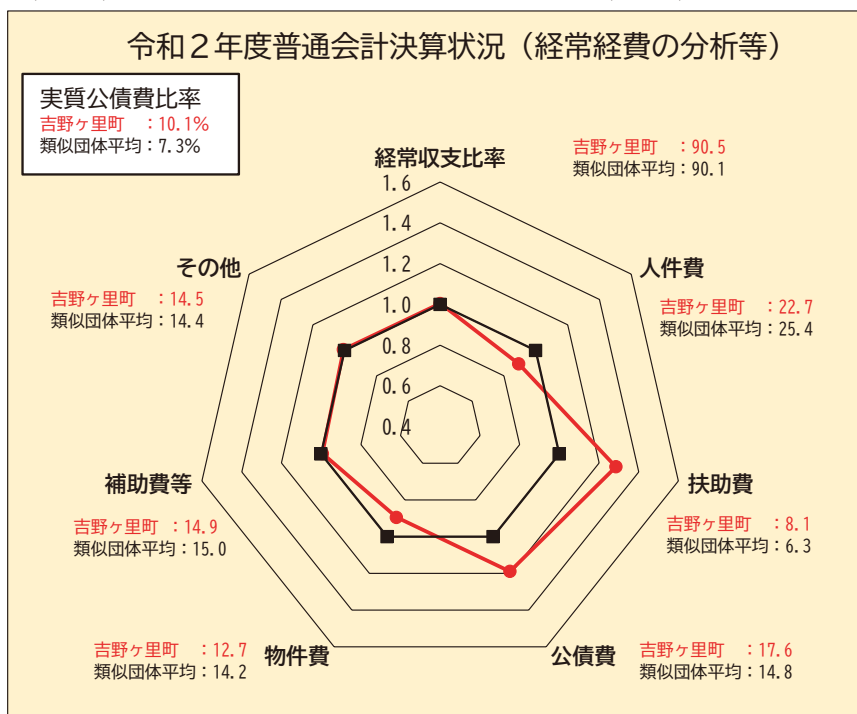


出典：国勢調査 ※割合は分類不能を除いて算出
(1995～2005 は三田川町・東脊振村の合計)

(4) 財政の状況

本町の実質公債費比率は低下傾向にあるものの類似団体平均より高くなっており、有利な起債の選択や繰上償還の活用等により指標の抑制に努める必要があります。また、経常収支比率は上昇傾向にあり、公債費や人件費、物件費等の経常経費削減に努めるとともに、歳入の確保を図る必要があります。

◆類似団体平均（黒線）を1とした場合の、吉野ヶ里町（赤線）との比較



出典：令和2年度地方財政状況調査（類似団体平均は令和元年度）

◆財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率の推移

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
財政力指数	0.58	0.56	0.52	0.52	0.53
経常収支比率（%）	87.8	88.9	90.5	92.8	90.5
実質公債費比率（%）	11.3	11.2	10.8	10.9	10.1

出典：総務省 財政状況資料集

財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。財政力指数が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

経常収支比率：地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表す。

実質公債費比率：当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じ。（※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額。）

3 前期基本計画の評価・検証

(1) 第2次吉野ヶ里町総合計画前期基本計画に対する評価・検証の実施

第2次吉野ヶ里町総合計画前期基本計画が、令和4年度に計画期間の満了となることにあたって、計画の評価・検証を、庁内ヒアリング調査により行いました。

(2) 第2次吉野ヶ里町総合計画前期基本計画に対する評価・検証の実施方法

- 方 法：調査シートによる回答及び対面調査
- 時 期：令和4年8月
- 対 象：総務課、財政協働課、企画調整課、まち未来課、住民課、税務課、福祉課、こども・保健課、農林課、建設事業課、商工観光課、学校教育課、社会教育課

(3) 6つの方針ごとの評価・検証結果

下記評価基準に基づき、前期基本計画の施策及び成果指標を評価・検証しました。

◆施策の評価基準

- ◎：目標の達成に向けた積極的な取り組みにより、十分な効果が得られた。
- ：当初のイメージ通りに取り組むことができ、一定の効果が得られた。
- △：取り組みはできたが、思うような効果が得られなかった。
- ×：取り組みができなかった。
- －：評価不能

【総評】

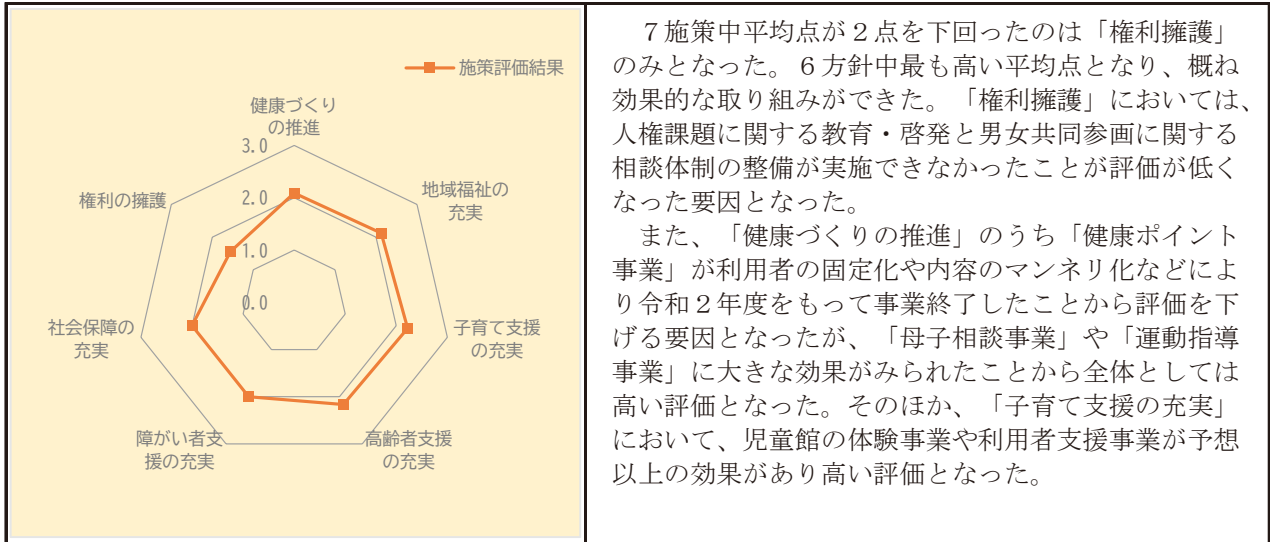
評価の結果「方針1 人にやさしいまちづくり」が最も評価が高く、次いで「方針5 人と歴史・文化が輝くまちづくり」となりました。一方、最も評価が低かったのは「方針6 新たなブランドと活力を生むまちづくり」となりました。

評価内容を全体的にみると、産業分野やコミュニティ分野の評価が低くなっており、新型コロナウイルス感染症拡大による行動規制や外出抑制などの影響も考えられます。

今後、このような新たな生活様式や、住民の意識や行動変容に対応することが求められます。

方針1 人にやさしいまちづくり

【達成状況】



【施策評価結果】

(◎3点、○2点、△1点、×0点、－評価外とし数値化)

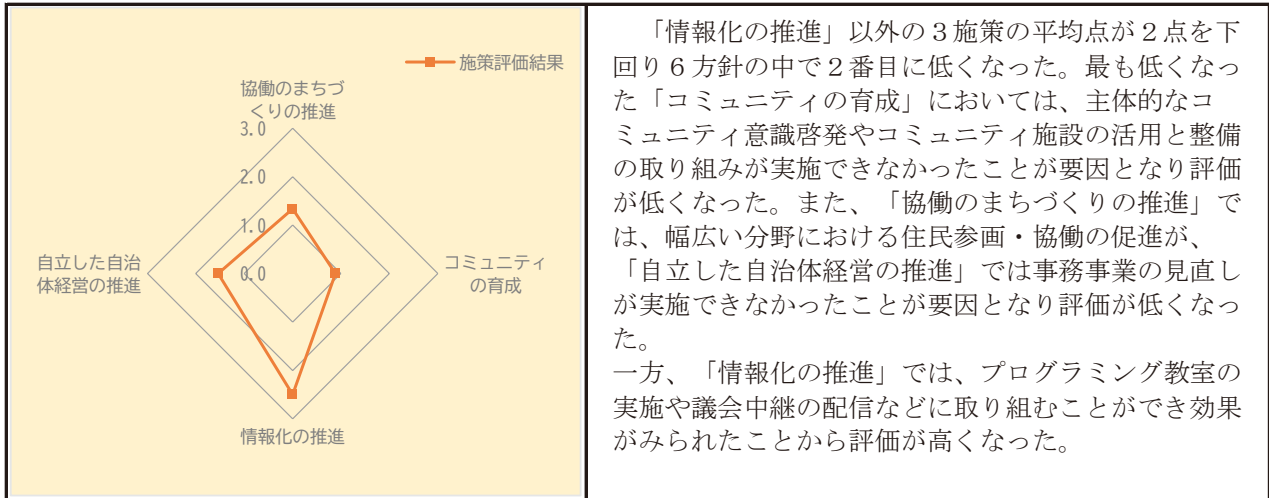
施策	評価数	◎	○	△	×	－	合計点	平均	備考
		3	2	1	0	－			
1 健康づくりの推進	11	2	8	1	0	0	23	2.09	
2 地域福祉の充実	8	1	7	0	0	0	17	2.13	
3 子育て支援の充実	9	2	7	0	0	0	20	2.22	
4 高齢者支援の充実	12	2	10	0	0	0	26	2.17	
5 障がい者支援の充実	12	0	12	0	0	0	24	2.00	
6 社会保障の充実	6	0	6	0	0	0	12	2.00	
7 権利の擁護	9	0	7	0	2	0	14	1.56	
合計	67	7	57	1	2	0	136	2.03	

◆成果指標（実績値）

指標	単位	基準値 (平成28年度)	目標値 (令和4年度)	実績値 (令和4年度)	主管課等	進捗率	判定
健康づくり・医療体制の充実に関する住民の満足度	%	50.6	55	48.6	こども・保健課	88.3	B
ファミリーサポートセンター登録者数	人	0	50	128	こども・保健課	256	A
各地区の介護予防自主サークル数	団体	4	15	17	福祉課	113.3	A

方針2 みんなでつくるまちづくり

【達成状況】



【施策評価結果】

(◎3点、○2点、△1点、×0点、-評価外とし数値化)

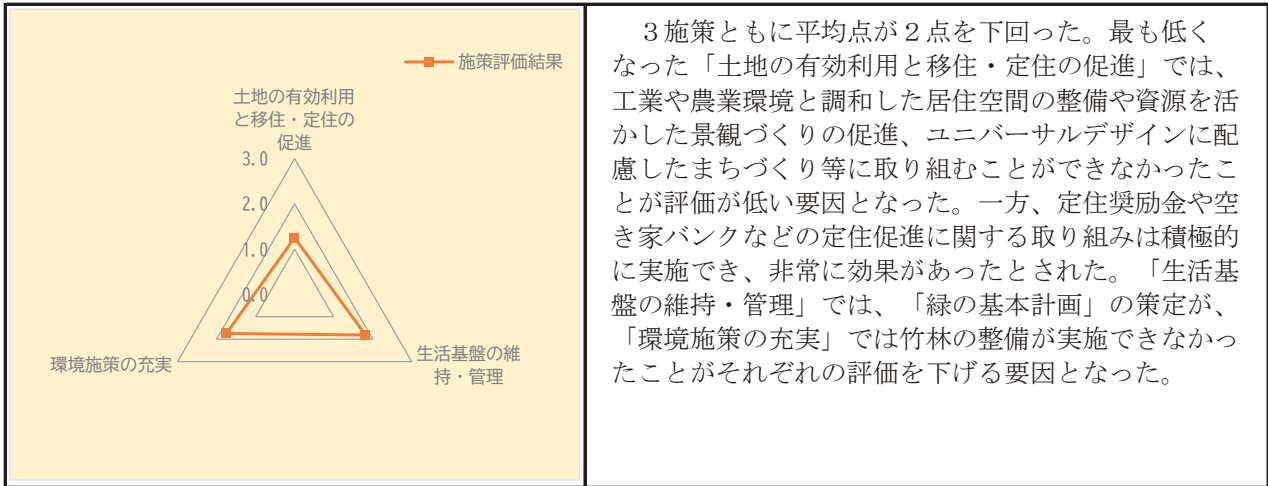
施策	評価数	◎	○	△	×	-	合計点	平均	備考
		3	2	1	0	-			
1 協働のまちづくりの推進	12	0	8	0	4	0	16	1.33	
2 コミュニティの育成	9	0	4	0	5	0	8	0.89	
3 情報化の推進	4	2	2	0	0	0	10	2.50	
4 自立した自治体経営の推進	13	0	10	0	3	2	20	1.54	
合計	38	2	24	0	12	2	54	1.42	

◆成果指標（実績値）

指標	単位	基準値 (平成28年度)	目標値 (令和4年度)	実績値 (令和4年度)	主管課等	進捗率	判定
協働のまちづくりの推進に関する住民の満足度	%	21.3	30	27.8	財政協働課	92.6	B
審議会等への女性の登用率	%	26.3	35	24.6	財政協働課	70.2	C
健全な財政運営や行財政改革の推進に関する住民の満足度	%	18.8	30	19.7	財政協働課	65.6	C

方針3 ゆとりとうるおいのあるまちづくり

【達成状況】



【施策評価結果】

(◎3点、○2点、△1点、×0点、-評価外とし数値化)

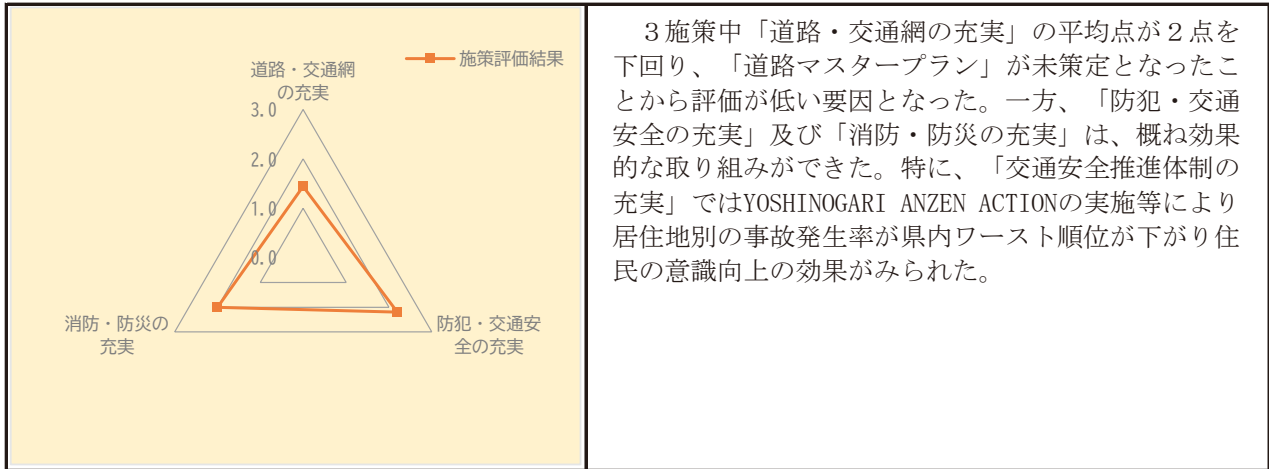
施策	評価数	◎	○	△	×	-	合計点	平均	備考
		3	2	1	0	-			
1 土地の有効利用と移住・定住の促進	8	1	3	1	3	0	10	1.25	
2 生活基盤の維持・管理	11	0	10	0	1	1	20	1.82	
3 環境施策の充実	8	0	7	0	1	1	14	1.75	
合計	27	1	20	1	5	2	44	1.63	

◆成果指標（実績値）

指標	単位	基準値 (平成28年度)	目標値 (令和4年度)	実績値 (令和4年度)	主管課等	進捗率	判定
住宅地の形成、町営住宅の整備状況に関する住民の満足度	%	22.8	30	22.8	建設事業課	76	C
空家バンク登録戸数	戸	0	10	15	まち未来課	150	A
リサイクルセンターへの資源ごみ搬入量	t/年	248	260	248	住民課	95.3	B

方針4 安全・安心に暮らせるまちづくり

【達成状況】



【施策評価結果】

(◎ 3点、○ 2点、△ 1点、× 0点、- 評価外とし数値化)

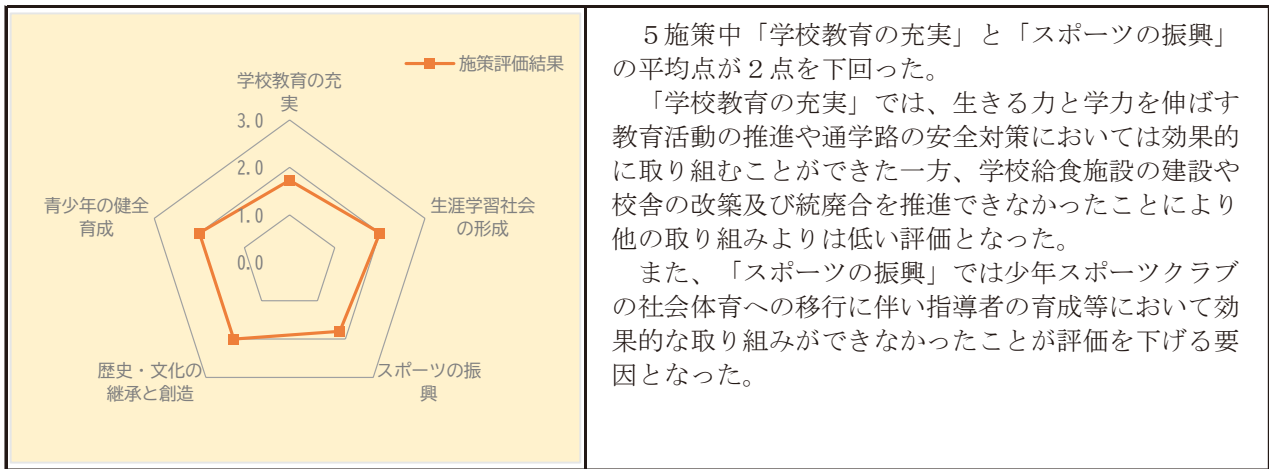
施策	評価数	◎	○	△	×	-	合計点	平均	備考
		3	2	1	0	-			
1 道路・交通網の充実	9	0	6	1	2	0	13	1.44	
2 防犯・交通安全の充実	5	1	4	0	0	0	11	2.20	
3 消防・防災の充実	9	0	9	0	0	0	18	2.00	
合計	23	1	19	1	2	0	42	1.83	

◆成果指標（実績値）

指標	単位	基準値 (平成28年度)	目標値 (令和4年度)	実績値 (令和4年度)	主管課等	進捗率	判定
コミュニティバス・デマンドタクシー 1日あたりの利用者数(大人)	人	29.5	33	26.2	財政協働課	79.3	B
防犯・交通安全啓発回数	回	44	60	62	総務課	103.3	A
消防団員数	人	449	499	460	総務課	92.1	B

方針5 人と歴史・文化が輝くまちづくり

【達成状況】



【施策評価結果】

(◎3点、○2点、△1点、×0点、-評価外とし数値化)

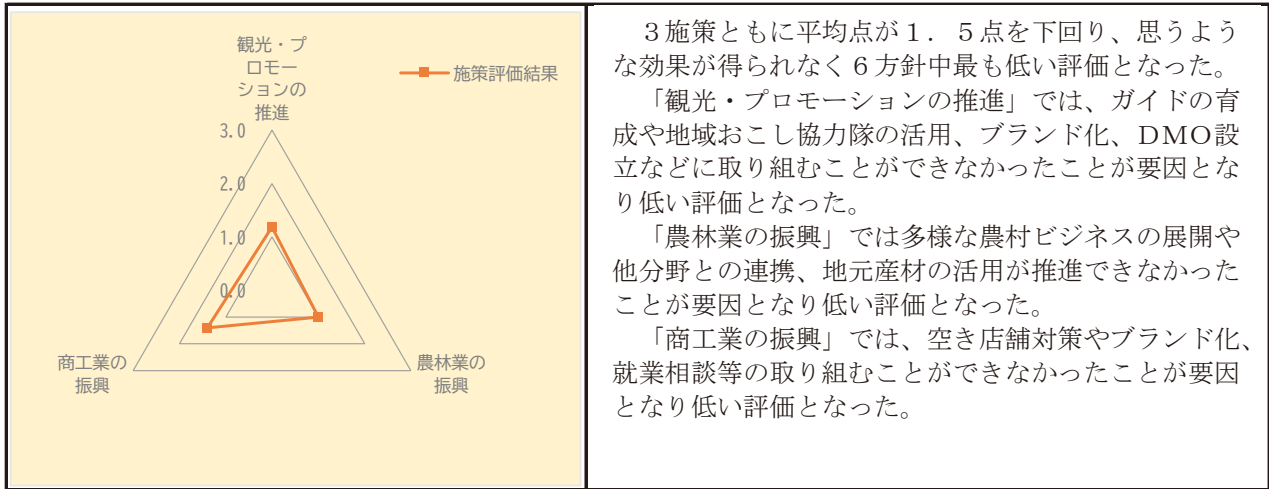
施策	評価数	◎	○	△	×	-	合計点	平均	備考
		3	2	1	0	-			
1 学校教育の充実	11	2	6	1	2	1	19	1.73	
2 生涯学習社会の形成	3	0	3	0	0	3	6	2.00	
3 スポーツの振興	5	0	4	1	0	2	9	1.80	
4 歴史・文化の継承と創造	3	0	3	0	0	4	6	2.00	
5 青少年の健全育成	7	0	7	0	0	1	14	2.00	
合計	29	2	23	2	2	11	54	1.86	

◆成果指標（実績値）

指標	単位	基準値 (平成28年度)	目標値 (令和4年度)	実績値 (令和4年度)	主管課等	進捗率	判定
小中学校全児童生徒に対するタブレット端末の配備率	%	11	31	110	学校教育課	354.8	A
社会体育施設利用者数（延べ人数/年）	人	146,223	180,000	109,885	社会教育課	61	C
指導者育成研修会回数（回/年）	回	0	4	1	社会教育課	25	D

方針6 新たなブランドと活力を生むまちづくり

【達成状況】



【施策評価結果】

(◎3点、○2点、△1点、×0点、-評価外とし数値化)

施策	評価数	◎	○	△	×	-	合計点	平均	備考
		3	2	1	0	-			
1 観光・プロモーションの推進	16	0	9	1	6	0	19	1.19	
2 農林業の振興	14	0	7	0	7	0	14	1.00	
3 商工業の振興	15	0	9	3	3	0	21	1.40	
合計	45	0	25	4	16	0	54	1.20	

◆成果指標（実績値）

指標	単位	基準値 (平成28年度)	目標値 (令和4年度)	実績値 (令和4年度)	主管課等	進捗率	判定
観光入込客数	千人	1,220	1,280	1,098	商工観光課	85.7	B
観光入込客数一人当たり消費額	円	893	1,200	1,277	商工観光課	106.4	A
企業立地数（合併後）	事業所	9	11	13	企画調整課	118.1	A

4 住民アンケート調査結果

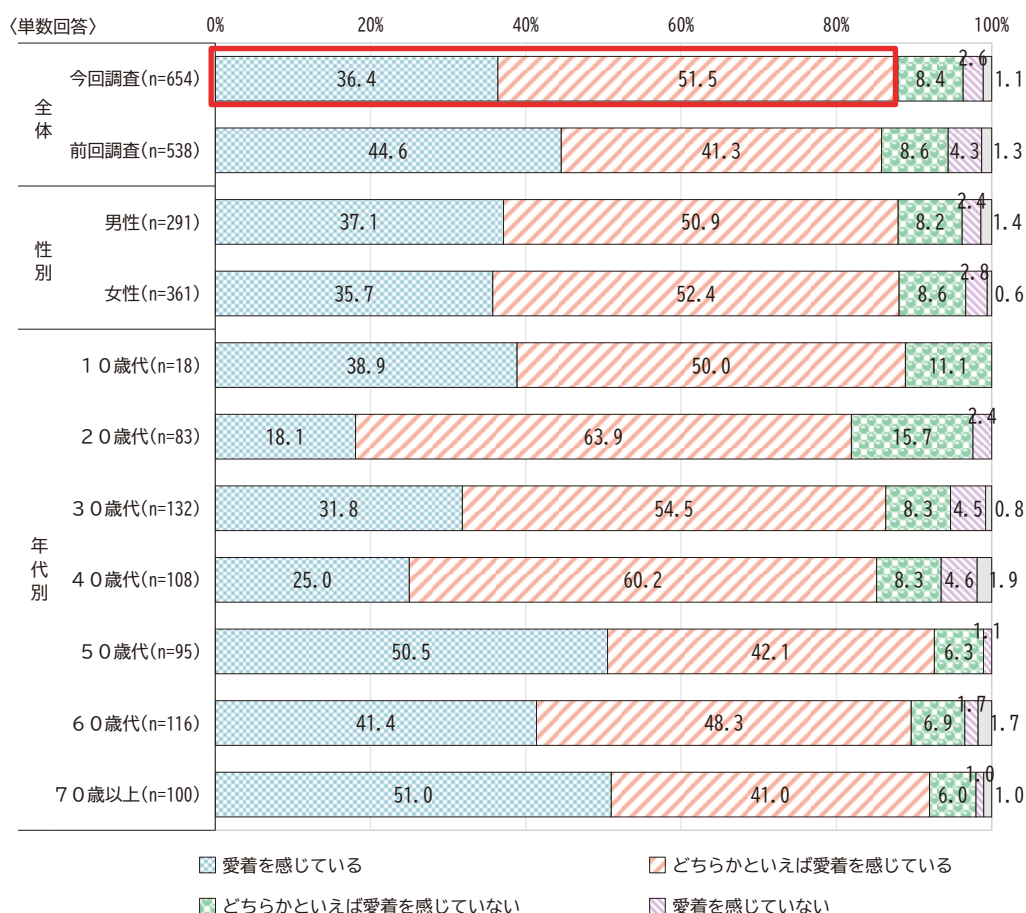
(1) 調査の概要

吉野ヶ里町に居住する人が、町の現状に対してどのように感じ、これからのまちづくりに関してどう考えているのか、また、それらについて、前期基本計画の策定時からどのように変化しているのかを把握するためにアンケート調査を実施しました。

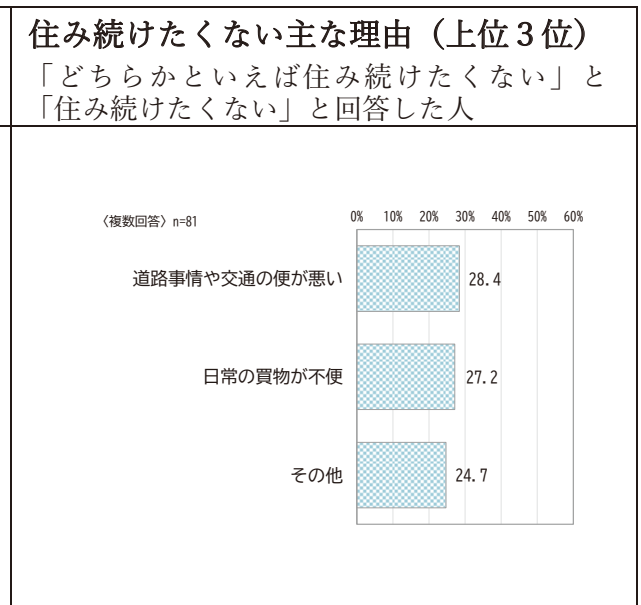
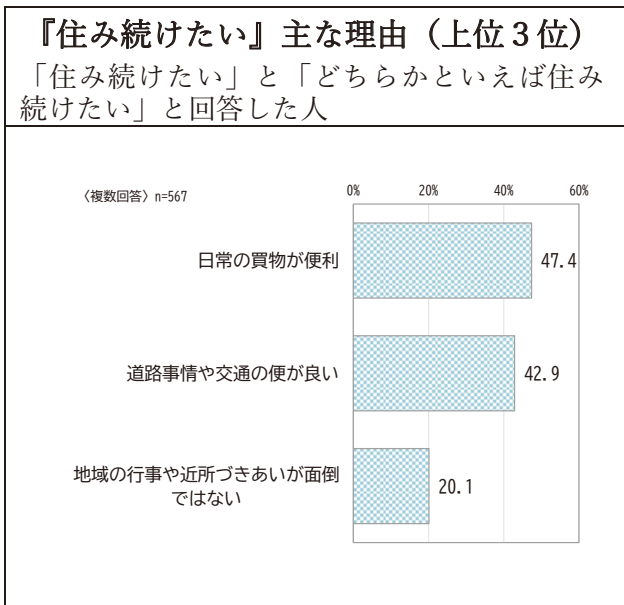
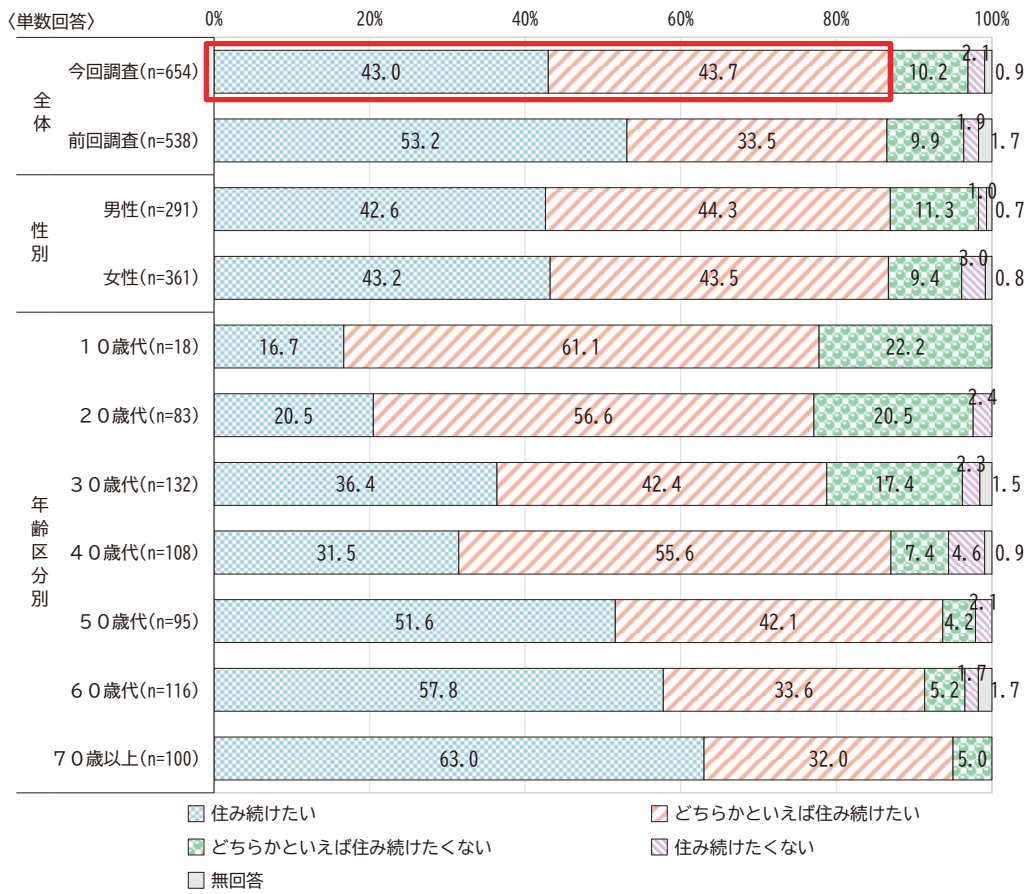
調査時期	令和4年8月～9月
調査対象者	町内在住の18歳以上の方より無作為抽出
調査方法	①郵送配布・郵送回収 ②郵送配布・インターネット回答
配布数	1,500件
有効回収数・有効回答率※ ※宛先不明返戻分を除いて算出	合計654件(43.6%) (内訳) 郵送回収436件(29.1%)、 インターネット回答218件(14.5%)

(2) 主な調査結果

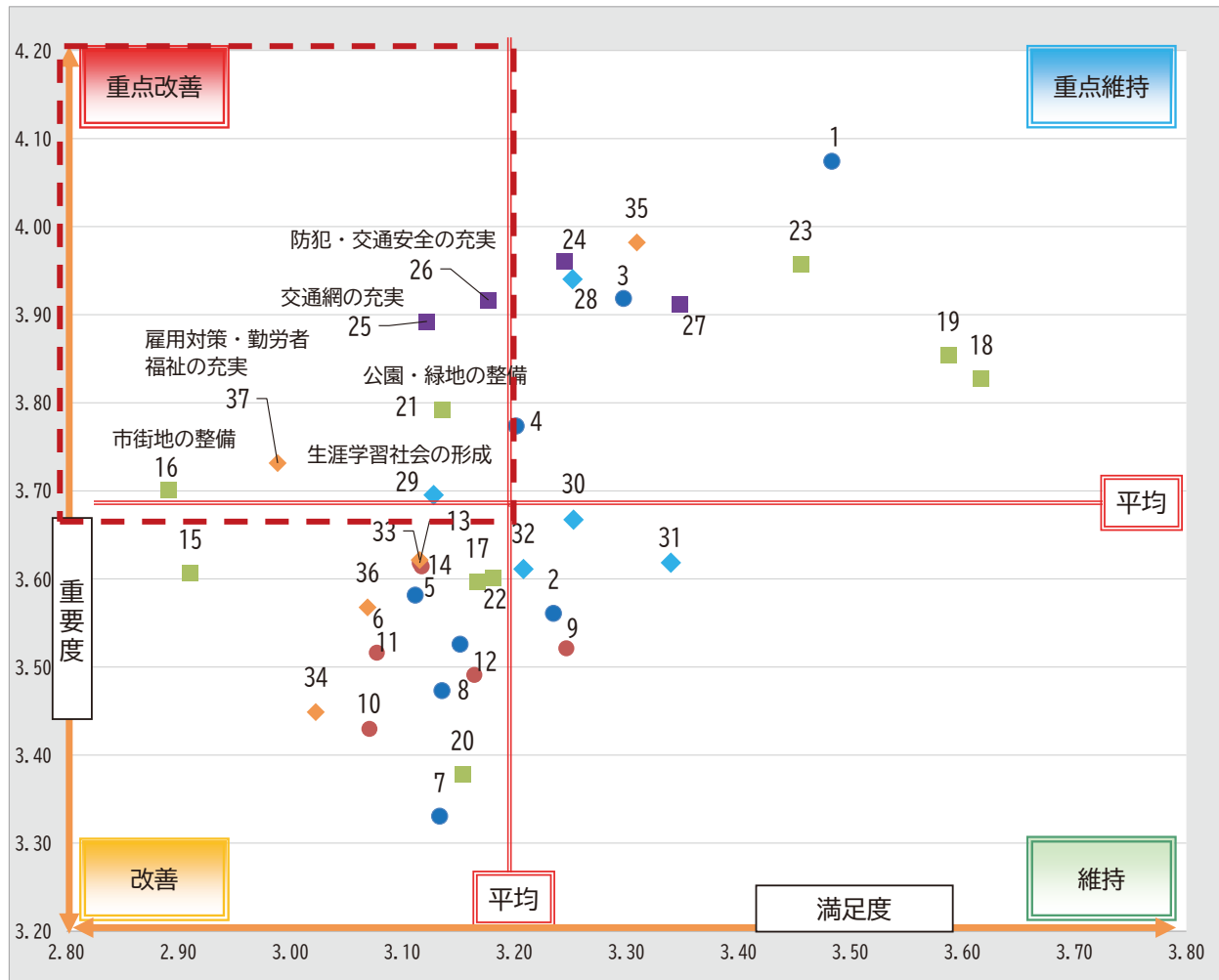
8割以上がまちに愛着を感じています
年齢別では30歳代・40歳代で2～3割、70歳以上で6割となっています



8割以上が吉野ヶ里町に住み続けたいと考えています
 買い物や交通の利便性が支持される一方で、不便さが指摘されています



「市街地の整備」、「雇用対策・勤労者福祉の充実」、「交通網の充実」、「公園緑地の整備」、「防犯・交通安全の充実」、「生涯学習社会の形成」の満足度の向上が求められています



- | | | |
|--|---|--|
| <p>1 人にやさしいまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 ● 健康づくり・医療体制の充実 2 ● 地域福祉の充実 3 ● 子育て支援の充実 4 ● 高齢者支援の充実 5 ● 障がい者支援の充実 6 ● 社会保障の充実 7 ● 権利の擁護 8 ● 消費者対策の充実 | <p>3 ゆとりと潤いのあるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 15 ■ 土地の有効利用 16 ■ 市街地の整備 17 ■ 移住・定住の促進 18 ■ 上水道の充実 19 ■ 下水道の充実 20 ■ 住宅施策の推進 21 ■ 公園・緑地の整備 22 ■ 環境施策の充実 23 ■ 環境衛生の充実 | <p>5 人と歴史・文化が輝くまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 28 ◆ 学校教育の充実 29 ◆ 生涯学習社会の形成 30 ◆ スポーツの振興 31 ◆ 歴史・文化の継承と創造 32 ◆ 青少年の健全育成 |
| <p>2 みんなでつくるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 9 ● 協働のまちづくりの推進 10 ● 男女共同参画の促進 11 ● 男女による仕事と家庭・地域生活の両立 12 ● コミュニティの育成 13 ● 情報化の推進 14 ● 自立した自治体経営の推進 | <p>4 安全・安心に暮らせるまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 24 ■ 道路の充実 25 ■ 交通網の充実 26 ■ 防犯・交通安全の充実 27 ■ 消防・防災の充実 | <p>6 新たなブランドと活力を生むまちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> 33 ◆ 観光の振興 34 ◆ 農林業の振興 35 ◆ 商業の振興 36 ◆ 工業の振興 37 ◆ 雇用対策・勤労者福祉の充実 |

評価方法

満足度評点：満足している（5点）、どちらかといえば満足している（4点）、どちらともいえない（3点）、どちらかといえば不満である（2点）、不満である（1点）

重要度評点：重視している（5点）、やや重視している（4点）、どちらともいえない（3点）、あまり重視していない（2点）、重視していない（1点）として、回答者の平均得点を算出。

5 吉野ヶ里町の特性と課題

第2次吉野ヶ里町総合計画前期基本計画の評価・検証及び住民アンケート調査等を踏まえ吉野ヶ里町の特性と課題をまとめました。

(1) まちの誇り（強み）

◆若い世代が多く子育てしやすいまち

本町は、県内でも高齢化率が低く、生産年齢人口比率が高い若いまちです。町内には吉野ヶ里歴史公園など学び・遊ぶ環境が充実しており、子育て支援においては、子育ての困りごとや悩みを解決に結びつける子育て支援サービスの拡充を進めています。その他、小・中学校における郷土学習や地域全体での見守りなど、地域特性を活かして、安心して子どもを産み育て、子どもがのびのびと育つまちづくりに取り組んでいます。

◆歴史・自然・食、多様な資源に恵まれたまち

町名に由来する日本最大級の規模を持つ弥生時代の環壕集落遺跡である吉野ヶ里遺跡をはじめ、臨済宗の開祖栄西禅師が中国から茶種を持ち帰ってはじめて茶樹を栽培した「日本最初の茶樹栽培地」として、日本の生活文化のルーツにつながる貴重な歴史文化があります。さらに、脊振山地一帯に代表される自然資源、イベントや祭りも豊富で、町内には「山茶花の湯」や「アドベンチャーバレーSAGA」といった観光施設があるほか、道の駅や毎月行われる軽トラ市では、他地域や県外からも新鮮でおいしい野菜や特産品が一堂に会し、多様な食とも出会えるまちです。

◆立地が良く快適で利便性が高いまち

本町は、長崎自動車道、国道34号、JR長崎本線が東西を貫くとともに、南北には国道385号が整備されており、九州の大動脈である九州自動車道の東脊振インターチェンジも設置されているなど利便性の高い道路網が形成されており、近隣市町だけでなく、広域的アクセスにも恵まれています。

まちの中心部には、大きなショッピングセンターがあり、周辺にも店舗が集まっているため、買い物の便もよく、住み良い町として人口増加が続いてきました。

(2) 主要課題

◆人口減少期を想定した政策の転換が必要

本町は、これまで人口増加を続けてきましたが、将来の推計値をみると少子高齢化が進み本格的な人口減少期に入る見込みです。

人口減少社会において、住民が安心して快適に暮らせる活力ある地域社会を維持していくためには、子育て支援の更なる充実や保健・医療体制の整備など、安心して暮らすことができる環境を整えるとともに、安定した働く場を確保することで吉野ヶ里町にいつまでも住み続けたいと思える施策を進めることが必要となります。

◆豊かな資源を町内外に発信するプロモーションが必要

本町には、先人たちが将来を見据え、長い期間をかけ積み重ねてきた歴史・自然・文化が形成されていますが、更なるまちの活性化のためには、これらを活かした関係人口の創出が欠かせません。

吉野ヶ里町をさらに住みよい活気あるまちとして次世代に繋いでいくため、住民一人ひとりがまちの魅力を再認識するとともに、まちの誇りを多くの人に知ってもらうことを目標に、興味を惹きつけるPRや、まちの見せ方、仕掛けづくりを行っていくことが必要になります。

◆公共施設の老朽化への対応が必要

本町の公共インフラや施設等は老朽化が進んでおり、計画的な維持管理が必要となっています。維持管理にあたっては、厳しい財政状況を踏まえ、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現していくことが重要となります。

◆多様化する価値観への対応が必要

本町においても、人々の生活様式や価値観、ニーズの多様化が進む中、行政だけできめ細かなサービスを提供し、課題を解決することは能力的にも財政的にも限界があることが見えてきました。

このような価値観の多様化は、行政ニーズの複雑化・細分化につながる一方で、ボランティア活動等への参加を通じて、まちづくりに貢献したいという協働へのニーズにもつながると考えられることから、受入体制や活動環境の整備を進めていくことが重要となります。

6 後期基本計画に向けた方向性

吉野ヶ里町の特性と課題等を踏まえた今後のまちづくりの方向性を以下に示します。

◆町民が集い賑わう、まちの中心地づくりを進めます

公共施設を核とする新たな中心機能の集約地の形成、既存の生活拠点の強化とともに、住居、商業、工業等の多様な機能をバランスよく配置します。

具体的には、吉野ヶ里町ならではの中心地の形成に向けて、庁舎、図書館、コミュニティセンター（公民館機能）などを整備し、今後も中心地に集約していく機能として健康福祉センター、中学校、保育園、給食施設などを検討していきます。

また、災害に強く、かつ、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成及び、景観や自然環境を考慮しながら美しくゆとりのある環境の形成を図ります。

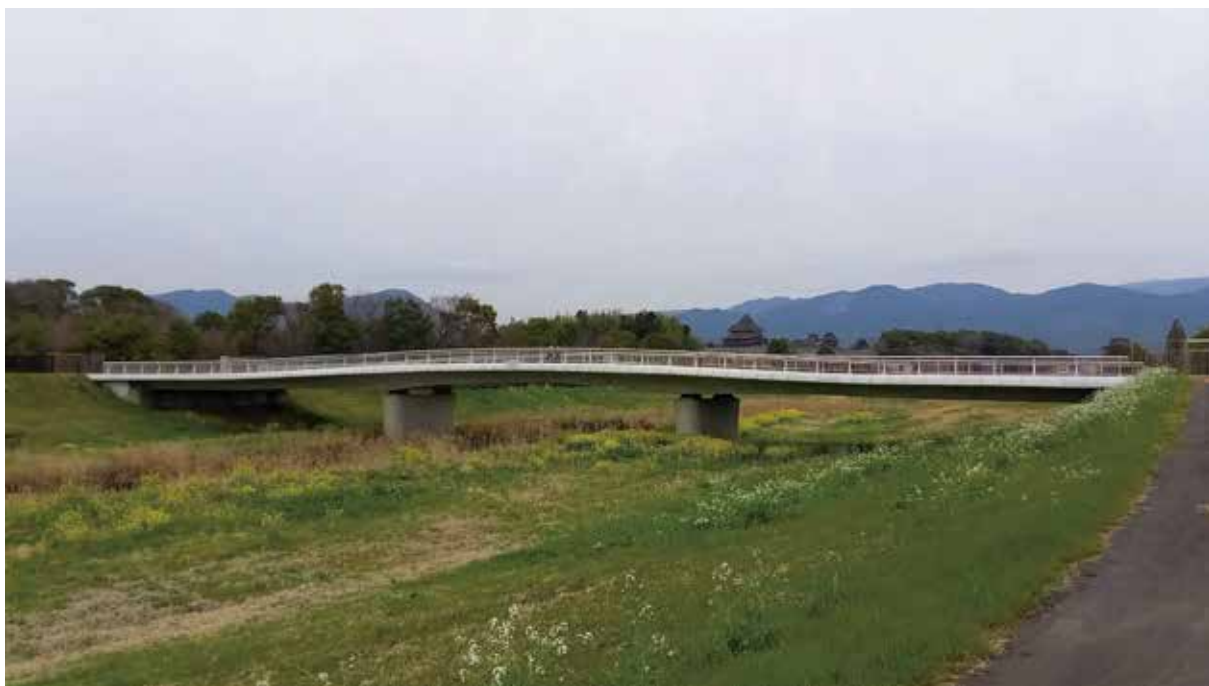
◆子育て支援の充実とすべての人が住み続けられるまちづくりを進めます

本町では、これまで様々な子育て支援の充実を図ってきました。その結果、安定した出生数を確保するなど一定の効果がみられます。今後においても、子どもたちの未来と社会の発展にとって重要となることから、子育てしやすい環境づくりに取り組んでいきます。また、住民ニーズや価値観の多様化・複雑化へ対応していくため、行政の分野横断的な取組を推進していくとともに、関係機関・団体との連携を促進し、より子育て支援の充実を図ることで、住み続けたいと思える環境の整備を進めていきます。

◆「吉野ヶ里ブランド」の明確化とシティプロモーションを進めます

ウィズコロナ、アフターコロナを見据え、地域資源を最大限活用できるよう、観光を通じた地域活性化と観光産業を強化していきます。

また、シティプロモーションにあたっては、ターゲットを明確にし、民間事業者との連携も視野に、ニーズにあった効果的な事業を実施します。



第2編

基本構想



第1章 基本構想の概要

第1章 基本構想の概要

ひとよし・まちよし・住んでよし 快適ふるさと吉野ヶ里

基本理念1 「ひとよし」 ～“元気”を追求するまちづくり～

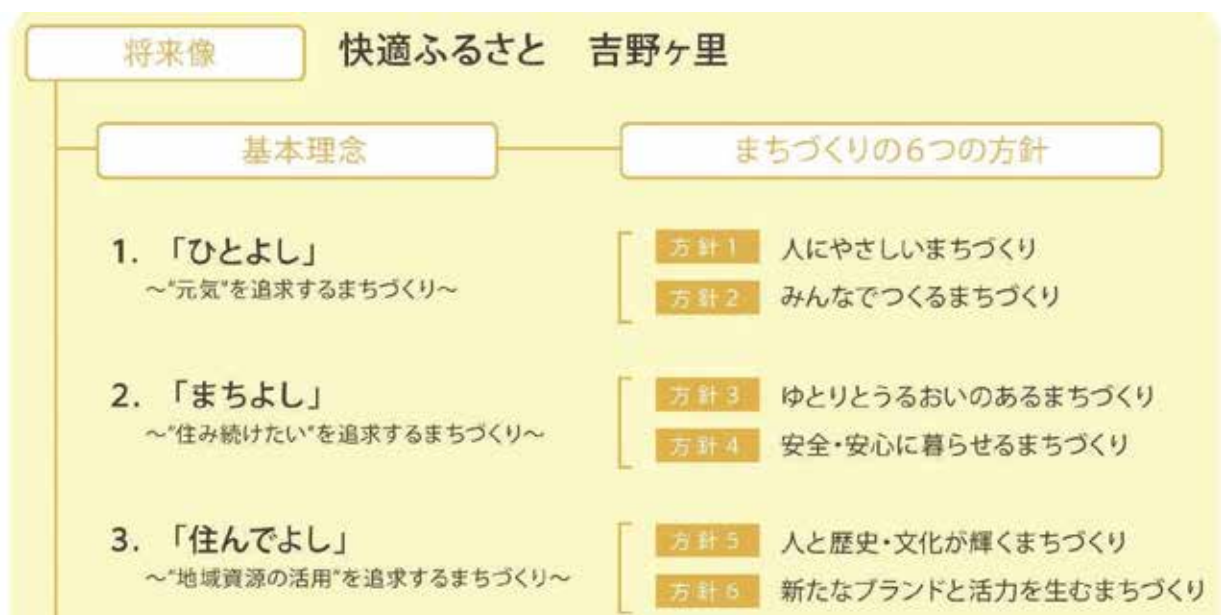
まちづくりの主役は住民です。住民が主体となったまちづくりを進めるためには、元気で、創造性豊かで、たくましい人材の育成が大切です。今後も将来の吉野ヶ里町を担う人づくり、さまざまな分野で活躍できる人づくりを追求します。

基本理念2 「まちよし」 ～“住み続けたい”を追求するまちづくり～

少子高齢社会の中、誰もが生涯を通じて快適で、安心して暮らせることが大切です。子どもを産み育てやすく、また、それぞれのライフスタイルのなかで健康で生きがいの持てる社会を創り上げるため、自然環境を維持し、住環境を整備するなど、誰もが快適に住みよさを実感できる美しいまちづくりを追求します。

基本理念3 「住んでよし」 ～“地域資源の活用”を追求するまちづくり～

佐賀市や鳥栖市、福岡市、久留米市に近接し、道路・交通網が整備されるなか、さらに産業間の連携を深め、雇用や消費をしっかりと結びつけるなど、利便性の高い立地条件を活かした活力あるまちを目指します。そのため、まちの産業や地域の特産品、吉野ヶ里遺跡などの歴史・文化資源を活かし、「ヒト」や「モノ」が交流する生産性・消費性の高いまちづくりを追求します。



*重点プロジェクトは、前期基本計画での取り組み状況や社会経済動向を踏まえて見直しを行い、後期基本計画において新たに設定します。

第3編

後期基本計画



第1章 目標人口

第2章 土地利用の方針

第3章 後期基本計画の体系

第4章 SDGsの視点を取り入れた施策の推進

第5章 重点プロジェクト

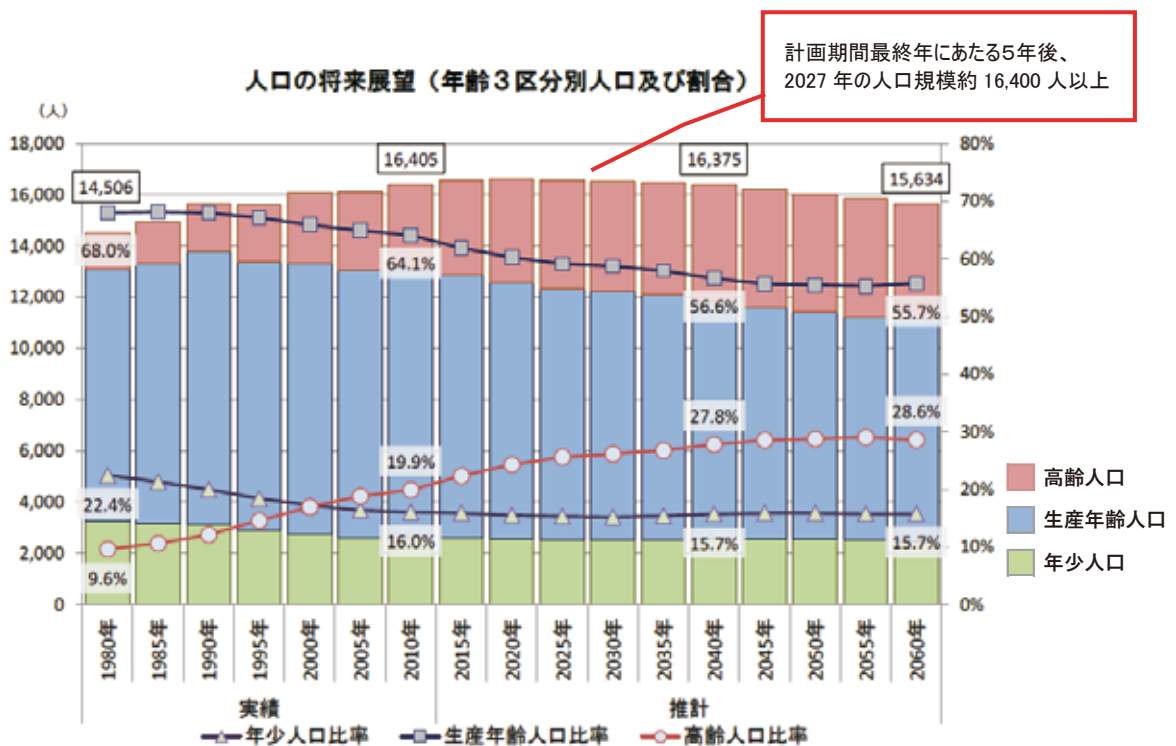
第6章 後期基本計画の取り組み

第1章 目標人口

第2次吉野ヶ里町総合計画における人口の将来展望については、「吉野ヶ里町人口ビジョン」、「吉野ヶ里町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の人口減少対策、地域活性化への取り組みを踏まえるとともに、将来像の実現に向けた各施策を展開し、高齢者が生涯活躍でき、若者や子どもが希望を持てるまちづくりを展開していきます。

これに基づき、令和9（2027）年度の目標人口を16,400人とします。

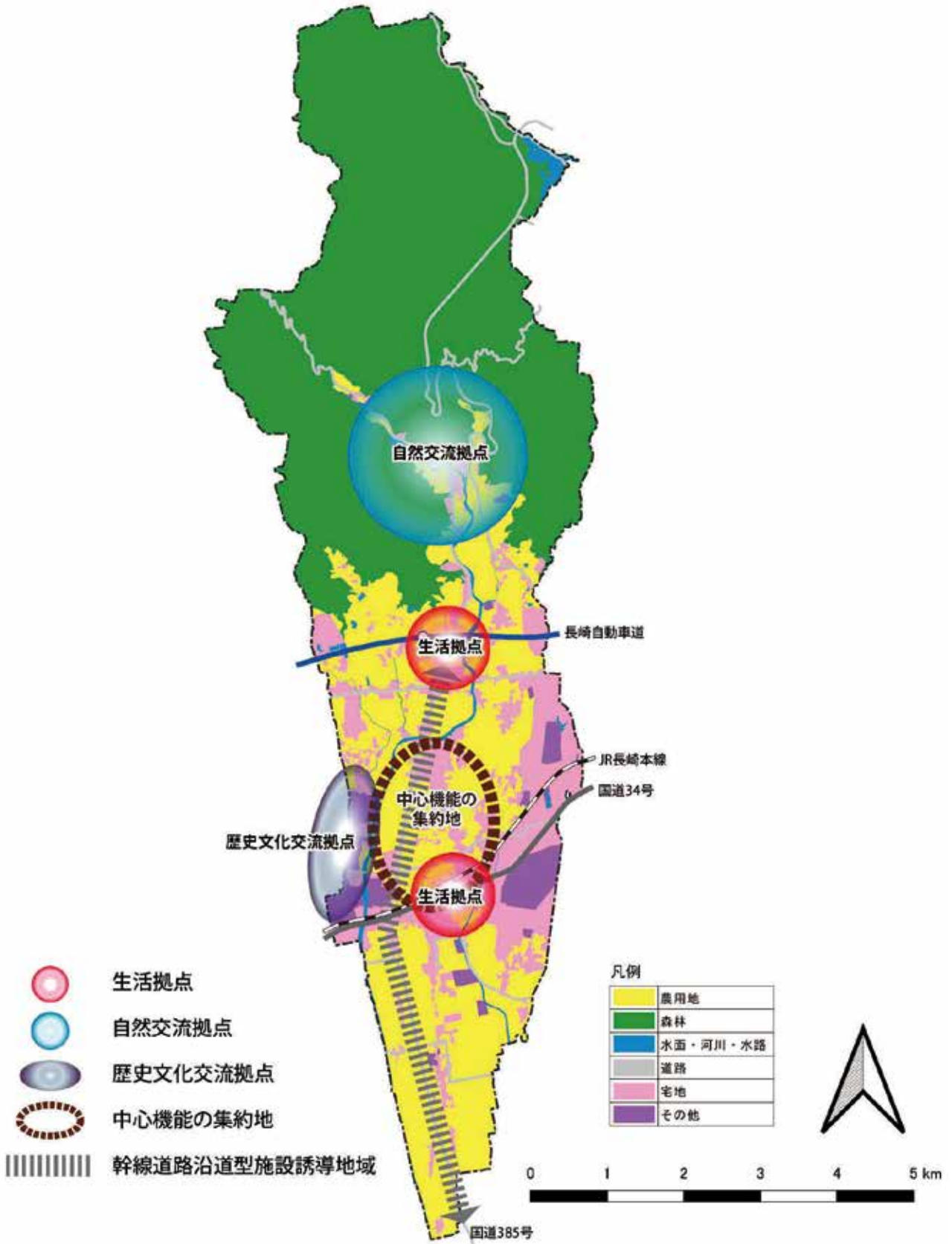
令和9年度の目標人口 16,400人



※本町における人口の将来展望は、「国の長期ビジョン」と「佐賀県のまち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえて策定した「吉野ヶ里町人口ビジョン」に基づいています。

第2章 土地利用の方針

(1) 土地利用構想図



出典：第2次吉野ヶ里町国土利用計画（令和2年3月策定）

第3章 後期基本計画の体系

快適ふるさと 吉野ヶ里

基本理念	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「ひとよし」 ～“元気”を追求するまちづくり～ 2. 「まちよし」 ～“住み続けたい”を追求するまちづくり～ 3. 「住んでよし」 ～“地域資源の活用”を追求するまちづくり～
-------------	--

重点プロジェクト	<ol style="list-style-type: none"> 1. まちの中心地づくりプロジェクト 2. 子育て・定住のまちプロジェクト 3. 吉野ヶ里まるごとブランド化プロジェクト
-----------------	--

方針1 人にやさしいまちづくり

1. 健康づくりの推進	<ol style="list-style-type: none"> (1) 保健予防事業の充実 (2) 母子保健の充実 (3) 健康づくりの充実
2. 地域福祉の充実	<ol style="list-style-type: none"> (1) 住民総参加の支え合う地域づくり (2) 福祉サービスを利用しやすい環境づくり (3) 福祉サービスの充実・担い手の育成 (4) 包括的な支援体制の整備
3. 子育て支援の充実	<ol style="list-style-type: none"> (1) 地域における子育て支援の充実 (2) 要保護児童などへの取り組みの推進 (3) 仕事と家庭生活との両立の支援 (4) 子育て支援体制の強化と環境整備
4. 高齢者支援の充実	<ol style="list-style-type: none"> (1) 高齢者支援推進体制の整備 (2) 高齢者保健福祉施策の推進 (3) 予防給付・介護給付の実施 (4) 地域支援事業の推進
5. 障がい者支援の充実	<ol style="list-style-type: none"> (1) 障がい者支援推進体制の整備 (2) 啓発・広報の推進 (3) 社会参加及び就業支援の充実 (4) 地域での生活支援
6. 社会保障の充実	<ol style="list-style-type: none"> (1) 生活困窮者への適切な対応 (2) 広域社会保障制度の推進
7. 権利の擁護	<ol style="list-style-type: none"> (1) いじめ対策を含む人権の尊重 (2) 消費者行政の推進 (3) 相談体制の整備

方針2 みんなでつくるまちづくり	
1. 共生・協働の推進	(1) 開かれた町政と住民との意見交換機会の充実 (2) 幅広い分野における住民参画・協働の促進 (3) コミュニティ活動の活性化 (4) 男女共同参画の推進 (5) 多文化共生社会の推進
2. 情報化・DXの推進	(1) DXによる住民サービスの向上 (2) 情報化による事務の効率化の促進
3. 自立した自治体経営の推進	(1) 事務事業の見直し (2) 組織・機構の再編 (3) 人材活用の適正化 (4) 財政運営の健全化 (5) 広域行政の推進

方針3 ゆとりとうるおいのあるまちづくり	
1. 中心地づくりの推進	(1) 中心地の計画的整備 (2) 町民の利便性の向上 (3) 災害に強い中心地整備
2. 移住・定住の促進	(1) 子育て世代の移住・定住の促進 (2) 公共交通の充実 (3) 働く場の確保
3. 土地の有効利用	(1) 適正な土地利用の促進
4. 生活基盤の維持・管理	(1) 上下水道事業の充実促進 (2) 下水道事業の健全運営 (3) 町営住宅の整備 (4) 既存公園の適正な管理
5. 環境施策の充実	(1) 脱炭素社会の実現に向けた環境保全活動の推進 (2) 環境教育・啓発活動の推進と実践活動の促進 (3) 廃棄物処理・リサイクル体制の充実 (4) 再エネ・省エネの導入促進

方針4 安全・安心に暮らせるまちづくり	
1. 道路・交通網の充実	(1) 町道の整備と維持管理の充実 (2) 国道・県道の整備促進 (3) 安全で快適な道路空間づくり
2. 防犯・交通安全の充実	(1) 防犯体制の充実 (2) 交通安全推進体制の充実
3. 消防・防災の充実	(1) 消防団の充実 (2) 常備消防・救急体制の充実 (3) 総合的な防災体制の確立 (4) 治山・治水対策の促進

方針5 人と歴史・文化が輝くまちづくり	
1. 学校教育の充実	(1) 生きる力と学力を伸ばす教育活動の推進 (2) 教職員の研修や研究活動の充実 (3) 学校施設・設備の整備 (4) 総合的な安全対策の推進
2. 生涯学習社会の形成	(1) 生涯学習関連施設の活用 (2) 集まり交流が生まれる講座（教室）の企画と開催 (3) 市民活動のサポート体制の充実
3. スポーツの振興	(1) スポーツ施設の整備充実と有効活用 (2) スポーツ団体、指導者の育成 (3) 多様なスポーツ活動の普及促進
4. 歴史・文化の継承と創造	(1) 芸術・文化団体、指導者の育成 (2) 芸術・文化にふれる機会の充実 (3) 文化財の調査及び保存・活用
5. 青少年の健全育成	(1) 健全育成に向けた社会環境づくり (2) 地域と交わり・育む講座（教室）の企画と開催 (3) 家庭・地域の教育力の向上

方針6 新たなブランドと活力を生むまちづくり	
1. 観光・プロモーションの推進	(1) 観光戦略推進体制の整備 (2) 観光地としてのブランド力を高める戦略の推進 (3) ニーズをとらえ人を呼び込む戦略の推進 (4) 観光プロモーションの促進 (5) 吉野ヶ里歴史公園の活用促進
2. 農林業の振興	(1) 農業における生産性の向上 (2) 多様な農村ビジネスの展開 (3) 6次産業化の推進と吉野ヶ里ブランドの構築 (4) 林業の振興 (5) 担い手の育成
3. 商工業の振興	(1) 近代的・魅力的な商業活動の促進 (2) 既存企業の活性化の促進 (3) 新産業開発の促進及びブランド力の向上 (4) 商工会の育成

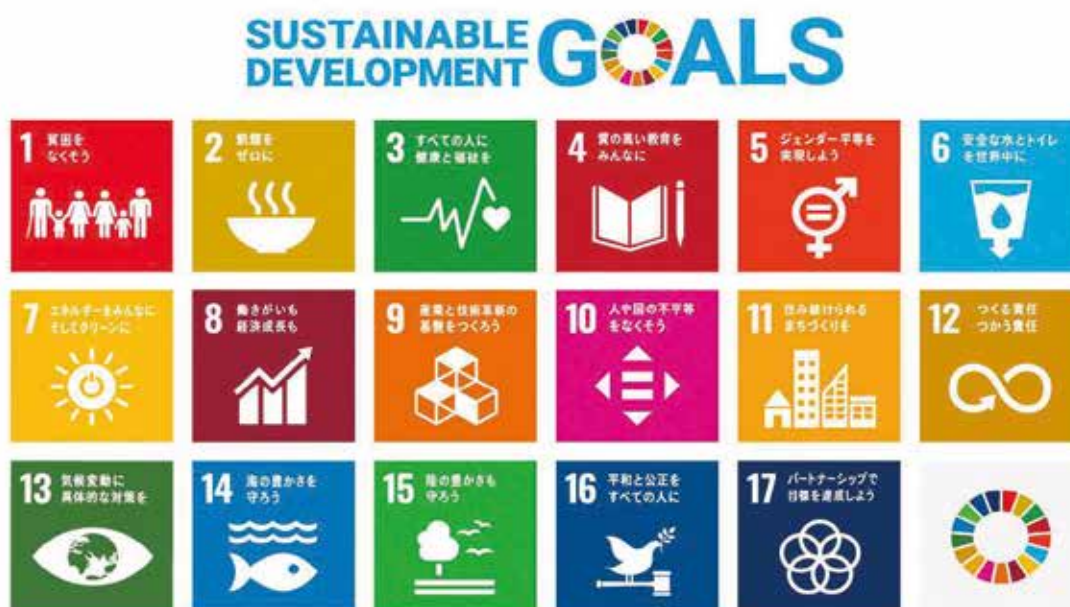
第4章 SDGsの視点を取り入れた施策の推進

SDGs（エス・ディー・ジーズ）は、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、その理念を「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すこととし、平成27（2015）年の国連サミットにおいて採択されました。貧困や飢餓、さらには気候変動や平和など広範な分野にわたって令和12（2030）年を目標年限に17の目標が設定され、開発途上国のみならず先進国も含め、全ての国や関係者の役割を重視し、経済・社会及び環境の3領域を不可分なものとして調和させる統合的な取り組みについて合意されています。

国では、世界の流れを踏まえ、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、「SDGsを原動力とした地方創生」を新たな戦略方向として示しています。

本町においてもSDGsの理念を踏まえ、町の実情に応じた持続可能な社会づくりを推進するため、第2次吉野ヶ里町総合計画後期基本計画では、各施策がSDGsの様々な目標に結びついていることを下図の17の目標のアイコンを使って視覚的に分かりやすく示し、全体として全ての目標につながっていることを確認できるようにしています。

【SDGsの17の目標のアイコン】



【SDGsの17の目標】

1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
9	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10	各国内及び各国間の不平等を是正する
11	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12	持続可能な生産消費形態を確保する
13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

第5章 重点プロジェクト

第2次吉野ヶ里町総合計画前期基本計画では6つのまちづくりの方針に基づく各施策の展開とあわせ、3つの重点プロジェクト（「協働・つながりプロジェクト」、「子育て・定住プロジェクト」、「観光・プロモーションプロジェクト」）を設定し、将来像の実現に向けまちづくりを進めてきました。

第2次吉野ヶ里町総合計画後期基本計画では、前期計画の推進状況や効果・課題等を整理するとともに、国・県の政策や社会経済動向を踏まえ見直し、新たに3つの重点プロジェクトを設定します。

◆第2次吉野ヶ里町総合計画前期基本計画の3つのプロジェクトの進捗状況

重点プロジェクト1 協働・つながりプロジェクト	
推進状況	効果・課題等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 区長会を通じた意識向上 ・ 自治公民館改修補助金 ・ コミュニティ助成事業 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境が整備され活動がしやすくなった ・ 地区行事への住民参加率が向上した ・ 住民参加意識の変化がみられる
後期基本計画における方向性	統合

重点プロジェクト2 子育て・定住プロジェクト	
推進状況	効果・課題等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 三田川児童館の機能強化 ・ 利用者支援事業（Neue ノエ） ・ 出生祝金、子ども医療費助成金の支給 ・ 空家バンク、定住奨励金 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が増加した ・ 行政で気づけない事情へ対応でき効果が大きい ・ 空家バンク登録数の増加
後期基本計画における方向性	統合

重点プロジェクト3 観光・プロモーションプロジェクト	
推進状況	効果・課題等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 吉野ヶ里町観光まちづくり戦略推進会議の設置 ・ マップ「ホレボレ」の作成 ・ 脊振ジビエ 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コロナウイルス感染症の影響 ・ 地域資源の利活用 ・ 観光、プロモーションの連動性 ・ 一体的なブランド化
後期基本計画における方向性	見直し

重点プロジェクト1 「まちの中心地づくりプロジェクト」

第2次吉野ヶ里町総合計画に基づき、令和3年3月に策定した「吉野ヶ里町統合庁舎及び中心地づくり基本構想」の中で中心地のあり方の方向性を示し、吉野ヶ里町らしい中心地づくりを推進していきます。

主な取り組み

- 庁舎等公共施設の集約、移転
- 住民交流の促進
- 既存施設の利活用の検討
- 道路計画、土地利用の見直し
- 住民の利便性の維持向上



重点プロジェクト 2 「子育て・定住のまちプロジェクト」

前期基本計画の「協働・つながり」「子育て・定住」を統合し、みんなに住み続けたいと思ってもらえるまちにするために、より幅広く施策を展開していきます。

主な取り組み

- 子育て支援の更なる充実
- 定住促進
- 働く場の確保
- 人づくりと市民活動のサポート体制の充実
- 学校施設、設備の計画的な整備



重点プロジェクト 3 「吉野ヶ里まるごとブランド化プロジェクト」

ネット社会で世界中の人に瞬時に情報が行きわたる昨今、より多くの人に吉野ヶ里町のファンになってもらうための施策を展開していきます。

主な取り組み

- 目指すブランド化の明確化とマーケティングに基づく戦略
- SNS など情報発信の多様化への対応
- 計画的かつ持続的なブランディングの展開
- ふるさと納税やクラウドファンディングの活用
- インバウンド需要の取り込み



第6章 後期基本計画の取り組み

方針1 人にやさしいまちづくり

【関連する分野】：健康、地域福祉、子育て、高齢者、障がい者、社会保障など

◆ 基本方針

子どもから高齢者、障がいのある人など、住民の誰もが生涯を通じて、健やかに自分らしく暮らせるとともに、子どもを安心して産み育てることができる環境を整えます。

そのためには、行政のみならず、住民、行政、ボランティアなどが互いに支え合う、人にやさしいまちづくりを目指します。

◆ 現状と課題

現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種がん検診等の個別健診の実施により、受診率の向上につながっています。 ● 令和3年10月にオープンした文化体育館をはじめ、きらら館、ふれあい館において健康指導を行い、住民の健康づくりを促進しています。 ● 女性の社会進出や共働き世帯の増加に伴って、保護者の子育てニーズは多様化しています。 ● 利用者支援事業（Neueノエ）の実施より、子を持つ親への支援についても行政との緊密な連携ができており、行政側では気づけない事情を抱えた方を支援へ繋げる重要な橋渡し役として、大きな効果をあげています。 ● 老人クラブ会員の減少や役員の高齢化による事務作業の担い手が不足しています。 ● 障がい者の就労に関することや家族の高齢化などの本人が抱える課題が複合化してきています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 新型コロナウイルス感染症拡大による外出制限や生活習慣の変化などの影響がみられ、各データの有所見者も増加している傾向がうかがえることから対策が必要となっています。 ● 地域での「互助」、社会保障による「共助」、行政による「公助」が適切に組み合わせられるよう留意しつつ、住民が自立し生涯を通じて健康で元気に暮らせるような施策が必要となります。 ● 健康づくりの推進における母子保健では、妊娠・乳幼児健康診査などに加え、親や子どもの多様性を尊重し、それを支える取り組みが求められています。 ● 特定健康診査、各種がん検診の受診率の向上とともに、生活習慣病など予防可能な疾病の早期発見及び重症化予防に努めていく必要があります。 ● 食生活の欧米化や偏った食事、運動不足、不十分な休養などを原因とした高血圧や脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病発症者が増加しています。

◆ 取り組みの方向性

- すべての住民が健康寿命を伸ばし、住み慣れた地域で生涯を通じて元気で暮らせるよう、保健予防事業の推進、適切な福祉サービスの提供を行います。
- 子どもから高齢者、障がいのある人（身体・知的・精神・難病）など、住民の誰もが生涯を通じて、健やかに自分らしく暮らせる環境を整えます。
- 生活習慣病の予防を目的とした栄養指導などと合わせて、食の安全、地産地消の促進といった食育についても農林、教育分野などと連携しながら推進します。
- 人権教育・啓発の推進や、消費生活相談の充実など、すべての人の人権が尊重され、共に生きることができる人にやさしいまちづくりを推進します。

◆ 成果指標

指 標	単 位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
健康づくり・医療体制の充実に関する住民の満足度	%	48.6	55
ファミリーサポートセンター登録者数	人	128	163
特定健診受診率	%	48.2 (令和3年度)	56
住民主体の介護予防教室への参加者数 (団体数)	人 (団体)	179 (17)	250 (24)



施策
1-1

健康づくりの推進

◆関連する
SDGs

< 主な取り組み >

01 保健予防事業の充実

具体的な内容

- 「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を基本として、総合的な保健予防事業を実施します。
- 予防可能な疾病のリスク及び疾病の早期発見のため、特定健診・がん検診の利便性の向上等による受診率の向上を図ります。
- 健診データをもとに適切な疾病予防ができるよう、面談による保健指導など健診後のフォローの充実に努めます。
- 疾病の重症化予防ができるよう、地域の医療機関との連携を強化します。
- こころの健康が保たれるような相談体制の充実に努めます。

02 母子保健の充実

具体的な内容

- 「健やか親子21」を基本として、切れ目のない妊産婦から乳幼児への母子保健事業の推進に努めます。
- 子どもの成長・発達を理解したうえで、乳幼児の健康診査・健康相談・訪問指導などを実施し、親や子どもの多様性を尊重し、子どもが健やかに成長していくための取り組みを推進します。

03 健康づくりの充実

具体的な内容

- 町民の健康寿命延伸のため、健康福祉センターや文化体育館を活用しながら、町民の健康活動に寄与できるような運動教室・イベント等を実施します。
- 各種のトレーニングを充実させ、住民の体力とニーズに応じた健康づくり及び体力づくりを促進します。
- 既存施設を有効に活用して住民の健康維持及び増進に努めます。

施策
1-2

地域福祉の充実

◆関連する
SDGs



< 主な取り組み >

01 住民総参加の支え合う地域づくり

具体的な内容

- 関係機関・団体との連携を強化し、福祉サービスの向上に努めます。
- 学校における福祉教育を強化します。
- 住民全体の意識啓発、地域福祉の理念の普及促進に努めます。
- すべての人がボランティア活動などに参加できる機会の充実に努めます。

02 福祉サービスを利用しやすい環境づくり

具体的な内容

- 福祉サービスなどの情報提供や相談支援の充実、質を向上させるための相談体制を整備します。
- 介護者の負担軽減となる施策の充実を図るなど、地域で暮らしていくために必要な在宅支援サービスの充実に努めます。

03 福祉サービスの充実・担い手の育成

具体的な内容

- 地域で活動する担い手を育成し、住民と地域の連携による地域福祉の推進体制を強化します。
- 認知症、生活・介護支援サポーターの養成などの取り組みの定着化を図ります。

04 包括的な支援体制の整備

具体的な内容

- 既存の相談支援等の取り組みを生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、相談支援、参加支援、地域づくり支援を重ね合わせた重層的な支援体制の整備を図ります。



施策
1-3

子育て支援の充実

◆関連する
SDGs



< 主な取り組み >

01 地域における子育て支援の充実

具体的な内容

- 「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、ファミリーサポートセンターの充実など、地域子ども・子育て支援事業を実施します。
- 子育て支援サービスの充実や、子育て支援ネットワークの形成、児童館の機能強化に努めます。
- すべての子ども及び様々な状況の子育て家庭を支えるため、現在実施している相談・情報提供を強化するほか、虐待防止対策、子どもの医療費助成事業の推進、子どもの貧困対策などに取り組み、安心できる子育て環境を構築します。
- 延長保育・一時保育など、子育て支援事業の実施や、保育士の確保も含む総合的な保育サービスの充実により、子育て支援の多様なニーズに対応します。

02 要保護児童などへの取り組みの推進

具体的な内容

- 乳児家庭全戸訪問事業やひとり親家庭の自立支援、子どもの貧困対策、障がい児施策の充実など、保護・援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細やかな取り組みについて、関係機関と連携強化を図ります。

03 仕事と家庭生活との両立の支援

具体的な内容

- 仕事と子育ての両立ができる職場環境の実現に向け、育児休暇の推進を含むワーク・ライフ・バランスの意識づけを推進します。
- 仕事などで保護者が不在となる家庭の小学校全学年児童を対象に、放課後児童クラブの更なる充実を図ります。

04 子育て支援体制の強化と環境整備

具体的な内容

- 家庭や地域の教育力の向上などによる教育環境の整備に努めます。
- 安全な道路交通、防犯灯の整備、通学の充実など、生活環境の整備強化に加え、子どもを交通事故や犯罪などの被害から守るため、地域全体で見守り活動を実施します。



施策
1-4

高齢者福祉の充実

◆関連する
SDGs



< 主な取り組み >

01 高齢者支援推進体制の整備

具体的な内容

- 「高齢者保健福祉計画」、「介護保険事業計画」に基づき、保健と医療、福祉が一体となったサービス提供の取り組みを実施します。
- 高齢者が社会を支える重要な一員として、長年培ってきた知識や経験、技能など、多様な能力を発揮し、地域の様々な場に参画できる機会の充実を図ります。
- 認知症高齢者の特性に対応したケアの確立強化を図ります。

02 高齢者保健福祉施策の推進

具体的な内容

- 健康づくり活動の促進や健康診査・指導、健康教育、健康相談など各種保健サービスの充実努めます。
- 地域の中で、生きがいを持って様々な分野に参加できる機会の充実を図ります。
- 認知症に関する知識の普及・啓発・相談・情報提供体制の整備強化を推進します。

03 予防給付・介護給付の実施

具体的な内容

- 継続的・効果的な介護予防による生活機能の維持向上への取り組みを推進します。
- 自分自身にあった介護事業者を選択できるように、提供情報の充実を図ります。
- 地域密着型サービスの充実努めます。

04 地域支援事業の推進

具体的な内容

- 地域支援事業における介護予防自主サークルなど、地域での取り組みの周知徹底と事業推進に努めます。
- 地域全体で高齢者の生活を支える総合的かつ多様なサービスの推進を図ります。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の推進と、実施体制を整備します。

施策
1-5

障がい者支援の充実

◆関連する
SDGs

< 主な取り組み >

01 障がい者支援推進体制の整備

具体的な内容

- 制度やサービス内容の周知、広域的な認定調査の充実、サービスの質の向上など、障がい者支援推進体制の強化に努めます。
- 障がい者虐待防止の取り組みを推進するため、佐賀地区障がい者権利支援センターなどとの協力体制の整備・充実を図ります。
- 障がい者が地域で自立して生活できる総合的な自立支援システムの定着化をめざします。

02 啓発・広報の推進

具体的な内容

- 啓発活動の推進やボランティア活動の支援、障がい者と健常者との交流機会の充実を図ります。
- 佐賀地区障がい者基幹相談支援センターを拠点に、障がい者を養護する人に対する支援に向けた相談体制・情報提供体制の充実に努めます。

03 社会参加及び就業支援の充実

具体的な内容

- 個別の支援が必要な子どもの早期療育、個性と能力の発揮に向け、就学前、就学後を通じた一貫した療育・教育体制を整備します。
- 教育委員会などの関係機関と連携し、就学相談・進路指導の充実、権利擁護施策の充実に努めます。
- 障がい者が社会参加を図りながら自立した生活を送ることができるよう、雇用の拡大や職業相談の充実、民間事業所への啓発など、雇用・就労支援を促進します。

04 地域での生活支援

具体的な内容

- 医療費助成制度の周知及び利用促進に努めます。
- 移動・交通手段の確保に向けた取り組み、住宅改造への支援、防災・防犯体制づくりに努めます。
- 各種年金・手当などの周知及び利用促進、障がい者団体の自主活動を促進します。
- 地域生活支援拠点整備事業を推進します。



施策
1-6

社会保障の充実

◆関連する
SDGs

< 主な取り組み >

01 生活困窮者への適切な対応

具体的な内容

- 生活困窮者の生活の安定と自立の促進に向け、佐賀県生活自立支援センターや、佐賀県家計相談事業の活用を推進するとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう、取り組みを推進します。
- 佐賀県中部保健福祉事務所と連携し、「生活保護制度」の適正な運用を図ります。

02 広域社会保障制度の推進

具体的な内容

- 町広報、防災行政無線で特定健康診査を住民に周知するとともに、特定健康診査の結果から、生活習慣病重症化予防対策などを推進します。
- 「後期高齢者医療制度」の周知と個別対応を行い、安定的かつ健全な運営を実施します。
- 「年金制度」に対する住民の関心や正しい理解の浸透のため、正確な情報の広報・啓発に努めます。
- 地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じた日常生活を営むことができるような介護保険体制を構築します。

施策
1-7

権利の擁護

◆関連する
SDGs



< 主な取り組み >

01 いじめ対策を含む人権の尊重

具体的な内容

- 人権教育・啓発を総合的に推進するため、関連部門相互の連携強化、関係機関・団体との役割分担など指導者を育成します。
- 学校、家庭、地域、職域などにおいて、同和問題をはじめ、各人権課題に関する教育・啓発を効果的かつ継続的に推進します。
- SNSなどによる人を傷つける情報発信など、メディアリテラシーの適正な活用の普及・啓発に努めます。

02 消費者行政の推進

具体的な内容

- 県消費生活センターなど、関係機関と連携し、広報紙やホームページなどにより、発生事例や対応方法などに関する最新情報の即時発信を強化します。
- 多様化・複雑化する相談に対し、相談者が安心して相談できる環境を構築し、消費生活相談を充実させるとともに、消費者教育や、出前講座等を実施します。

03 相談体制の整備

具体的な内容

- DVなどの暴力、住民の様々な悩みに応えるため、相談体制の充実、関係機関との連携を強化します。
- 成年後見制度の周知・啓発と相談体制を整備します。
- 関係機関との連携のもと、人権問題に関する相談体制の充実に努めます。
- 犯罪被害者等支援条例による見舞金及び相談窓口の活用並びに犯罪被害者等支援ケース会議による犯罪被害者支援体制の充実努めます。

方針2 みんなでつくるまちづくり

【関連する分野】：協働、男女共同、コミュニティ、情報など

◆ 基本方針

まちづくりの推進にあたっては、住民や各種団体と行政が対等な立場で協力・連携し、地域課題を共有できるよう、参画機会の拡充や適切な情報の受発信を行います。

そのためには、体力のある行政であり続けるとともに、社会情勢の変化や多様化する住民ニーズを的確に捉えて若者の意見を反映した行政運営を展開し、住民参画のもと、持続可能な理想のまちづくりを目指します。

◆ 現状と課題

<p>現状</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 全国的な動向を踏まえ今後公開を念頭においた文書の管理、整理が必要となっています。 ● 町公式SNSとしてInstagramアカウントを令和4年5月に開設し、週1回程度の町のイベント情報や特産品情報等を定期的に発信しています。 ● 本町の管理職の女性の割合は、平成30年度の15.8%から令和3年度末17.6%と上昇しています。 ● 少子化や核家族化の進行により地域活動の減退がうかがえます。 ● 町内に複数の市民活動団体やNPO団体が存在し、それぞれが自主的に活動しています。 ● 各課が保有する情報について、紙媒体でのものが多く、データの更新、引き継ぎ、情報の共有が困難な状態が多くみられます。 ● 公開型GISの運用を開始しました。 ● 今までの個人での町税の納付方法は口座振替・納付書による納付のみでしたが、令和3年度からアプリでの納付もできるように整備しました。 ● 令和元年7月、令和4年7月に政策推進の強化、町内産業の活性化を目的に機構改革を行いました。 ● 令和2年度に「吉野ヶ里町公共施設等個別施設計画」を策定し、令和3年度に「公共施設等総合管理計画」の見直しを実施しました。
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民アンケートでは、住民参画の方法として「アンケートに回答することで参加したい」とする回答の割合が前回より大きく伸びていることから、住民の行政への関わり方のニーズが変化しており、変化に対応した手法の検討が必要となっています。 ● 新たな市民活動団体やNPO団体が育成できておらず、また、各団体の後継者育成が課題となっています。 ● 地域活動においては、町全体で諸課題に取り組む雰囲気醸成することが求められています。

- 課題**
- 各種団体や民間事業者などと協働した柔軟かつ効果的・効率的な行政運営を行う必要があります。
 - 限られた財源をより一層有効活用するため、時代のニーズに対応できる機能的な組織運営を行っていく必要があります。
 - 公金等の収納手段の多様化によって、さまざまな方法で納税などができる環境を整備することが重要となります。
 - 多くの公共施設について老朽化が進んでいることから、施設運営も含め、計画的に対応していく必要があります。

◆ 取り組みの方向性

- まちづくりの推進にあたっては、住民や各種団体と行政が対等な立場で協力・連携し、地域課題を共有できるよう、多様な参画機会や適切な情報の受発信を行います。
- 新たな市民活動団体やNPO団体が生まれるような環境づくりに取り組み、人づくり・団体づくりを支援することによって、市民協働の推進を図ります。
- 男女共同参画社会の実現のため、幅広い分野への男女の参画を促す取り組みを、総合的、計画的に進めます。
- DXを推進し、住民サービスの向上や業務効率化に取り組むとともに、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を踏まえ、デジタルの力を活用して地方の社会課題解決に向けた取り組みを加速します。
- 健全な行財政運営については、住民に対して各施策、取り組み内容の公表などが必要となっていることから、効果的な手法を検討します。また、効率的な施策の推進を図るため、PDCAサイクルの導入を図ります。
- 今後の財政負担の軽減を進めていくため、公共施設の統廃合、適正な維持管理、長寿命化に取り組めます。
- 歳出抑制を図るとともに、事業の選択と集中を進めます。
- 財源確保のため、ふるさと納税やクラウドファンディングなどの活用を図ります。
- 中心機能の集約化を進める過程においても、多様化している住民ニーズを的確に捉え、多くの住民に利用される公共施設の整備に努めます。

◆ 成果指標

指 標	単位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
協働のまちづくりの推進に関する住民の満足度	%	27.8	30
審議会等への女性の登用率	%	24.6	40
健全な財政運営や行財政改革の推進に関する住民の満足度	%	19.7	30
町のホームページ閲覧数	件	203,285	250,000

施策
2-1

共生・協働の推進

◆関連する
SDGs

< 主な取り組み >

01 開かれた町政と住民との意見交換機会の充実

具体的な内容

- 広報紙やホームページの内容充実とともにSNS等の活用など、あらゆる機会を通じて広聴活動の充実に努めます。
- 開かれた町政を進めるため、個人情報保護に留意しながら、情報公開を推進します。
- 住民のまちづくり意識の高揚と知識の向上を図るため、意見交換の場や情報交換の場など交流機会の充実に努めます。

02 幅広い分野における住民参画・協働の促進

具体的な内容

- 公共的な課題について、住民の積極的な参画を促進し、住民と行政が協力し合って解決する仕組みの形成に努めます。
- 町全体や地域でのまちづくりについて、幅広い分野に様々な年齢層の住民が参画できるように、行政と意見交換できる場や住民が町政に対して提言できる機会を設けます。
- 協働や市民参画に関する情報収集・発信を行い、市民活動団体やボランティア団体が活動しやすい環境づくりを進めます。



03 コミュニティ活動の活性化

具体的な内容

- 得意分野や関心がある分野などに対して、多様なまちづくりの担い手を育成します。
- 啓発活動や学習機会の拡充、文化・スポーツ活動などを通じて、一人ひとりのコミュニティ意識の高揚を促進します。
- コミュニティ活動の拠点となる施設の安全・安心を確保するとともに、時代に応じた施設の活用・整備を進めます。
- 独自性のある活動や各地区の計画などに沿った地域づくりの支援など、コミュニティ活動活性化のための支援を推進します。
- 地域におけるコミュニティリーダーの育成のための講座を実施するなど、コミュニティ活動の活性化を促進します。

04 男女共同参画の推進

具体的な内容

- 広報やホームページを利用し、男女共同参画の啓発や、町の審議会や委員会などへの女性の積極的な登用、町女性職員の登用職域の拡大を進めます。
- 男女が自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、その個性と能力を存分に発揮できるよう、相談支援体制の充実を図ります。
- 仕事と家庭・地域生活の両立に向け、子育て支援・介護・福祉施策の充実、「育児・介護休業制度」の周知・活用を推進します。
- 男女共同参画社会の形成に向け、「吉野ヶ里町男女共同参画基本計画」に基づき、住民や関係団体などと連携した意識改革の推進に努めます。

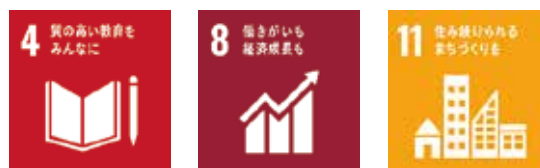
05 多文化共生社会の推進

具体的な内容

- 外国人住民の情報ニーズを把握しながら、外国人住民に対する行政情報の提供の方針を作成します。日本人住民に対して提供されている行政等に関する情報を外国人住民も得られるように多言語やわかりやすい日本語を使い分けながら、情報を提供していきます。

施策
2-2

情報化・DXの推進

◆関連する
SDGs

< 主な取り組み >

01 DXによる住民サービスの向上

具体的な内容

- 町民の多様なニーズに対応するため、申請手続のオンライン化など町民の利便性の向上を図ります。
- 情報化に関する学習・教育機会の充実や各種情報提供を行うとともに、時代に即した情報セキュリティ対策の強化を図ります。
- 住民の町政への理解と、情報公開を進めるため、議会中継の促進を図ります。

02 情報化による事務の効率化の促進

具体的な内容

- 国や県の動向に応じて業務と各種システムの最適化（標準化・共通化）を図り、効率的、効果的な情報化を促進します。
- 自治体DXに対応できる職員を育成し、働き方改革、事務改善能力の向上に努めます。
- デジタル化の取り組みを推進しながら職員負担の軽減や業務の効率化を図ります。また、住民の財産たる公文書の適正管理の観点からも文書管理の電子化を進めます。



施策
2-3

自立した自治体経営の推進

◆関連する
SDGs



< 主な取り組み >

01 事務事業の見直し

具体的な内容

- 行政評価の導入・定着による事務事業の見直しを進めます。
- 事務事業の更なる見直しによる歳出の適正化を図ります。
- 民間活力の導入や、補助金の適正化などの事務事業の見直しに努めます。

02 組織・機構の再編

具体的な内容

- 住民ニーズの高度化・多様化に対応すべく、各課の業務内容の見直しを実施します。
- 限られた財源を有効に活用し、住民ニーズに対応する時代に即した機構改革及び組織の適正化を促進します。
- 行政機能の効率化のため、庁舎を含む公共施設の統廃合などを促進します。

03 人材活用の適正化

具体的な内容

- 財政状況、地域の実情を勘案した適正な給与制度の運用、人員管理の適正化に努めます。
- 職員研修を実施し、職員の意識改革と能力開発を進め、地方分権時代の担い手にふさわしい人材を育成します。
- 職員それぞれの能力や適性に応じた、人事管理及び職員の育成・活用を推進します。

04 財政運営の健全化

具体的な内容

- 公会計を合わせた財政状況の分析、公表を行いながら健全な財政運営を推進します。
- 職員の意識改革による事務費の削減、委託費の適正化などにより、歳出の削減を推進します。
- 財政計画に基づいた、適切な財政運営を実施します。

05 広域行政の推進

具体的な内容

- 介護保険・消防・電算関係などの広域事務処理を引き続き推進し、事務効率の改善に努めます。
- 観光における福岡県の市町との連携など、今までの枠組みにとらわれない広域連携を促進します。



方針3 ゆとりとうるおいのあるまちづくり

【関連する分野】：土地活用、移住・定住、UD推進、環境など

◆ 基本方針

利便性の高い立地条件や豊かな自然環境を活かし、あらゆる世代が生活しやすく、ゆとりとうるおいのある魅力的なまちづくりを進めます。

そのためには、町の中心地づくりを推進するとともに、移住・定住促進施策を充実させ、訪れる人が住んでみたいと思える、住んでいる人は住み続けたいと思えるようなまちづくりを目指します。

◆ 現状と課題

現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2年度に「吉野ヶ里町統合庁舎及び中心地づくり基本構想」を、令和3年度に「吉野ヶ里町統合庁舎等整備事業基本計画」を策定し、吉野ヶ里町らしい中心地づくりを推進しています。 ● 平成31年3月に空家バンクの運営を開始し、全国空家バンクサイトへの登録や広報の強化等により問い合わせは増加傾向にあります。 ● 令和2年度より町外からの移住者を対象に奨励金を開始、令和3年度からは町内居住者が新築する場合も新たに対象に加え、定住促進に取り組んでいます。 ● 働く場の確保のため、東脊振インター工業団地や県営産業団地といった工業団地の整備に向けて取り組んでいます。 ● 上下水道施設、公園施設等の老朽化が進んでいます。 ● 令和3年度から、南北2カ所の資源物回収所を横田地区へ移転・統合しました。回収所の統合により、資源物収集量の減少が懸念されましたが、令和3年度実績では、前年度比微増となっています。 ● コミュニティバス通勤通学線と循環線、デマンド型乗合タクシーを運行しています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 中心地づくりは大きなプロジェクトであることから、計画的かつ持続的に事業を進めていく必要があります。 ● 限られた町土において、耕作放棄地や遊休地などの利活用を図る必要があります。 ● 市街地整備に当たっては、利便性、安全性に配慮し、段差などの障壁を取り除くバリアフリーや、すべての人が利用しやすいよう配慮するユニバーサルデザインに配慮することが求められます。 ● 工業用地開発に関して、事業の遅れから東脊振インター工業団地が完成しておらず、他に町内に誘致できる工業用地がないため、大きな雇用創出につながっていません。

課 題	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼少期のうちから、教育現場だけでなく、家庭や地域など、さまざまな場面での環境教育や豊かな自然環境を活かした自然体験などを充実させることが重要です。 ● コミュニティバス循環線、デマンド型乗合タクシーともに利便性に欠けているとの声があり、特にコミュニティバス循環線は利用者数が極端に少ない状況が続いています。
----------------	--

◆ 取り組みの方向性

- 中心地づくりにおいては、老朽化の状況や住民ニーズを踏まえながら施設整備を進めていきます。
- 子育て世代の移住・定住を促進する観点からも、住宅取得に対する支援を行い、利便性の高い立地条件や吉野ヶ里遺跡などの歴史・文化資源、豊かな自然環境を活かし、訪れる人は「住んでみたい」、住んでいる人は「住み続けたい」と思えるゆとりといるおいのあるまちづくりを目指します。
- 早期に東脊振インター工業団地や県営産業団地へ企業を誘致し、住民の働く場の確保や人口増につなげていきます。
- 製造業だけでなく、事務系企業についても町内に誘致し、住民が幅広い分野で活躍できる町を目指します。
- 快適な住民生活に欠かせない安全・安心な水の安定供給と、河川などの水質保全を一層進めるため、上水道事業及び簡易水道事業の充実や、下水道への加入を促進します。
- 環境・景観の保全と創造、新エネルギーの導入を積極的に推進するとともに、住民、企業、事業者、行政の協働のもとで、環境保全に対する意識の向上と循環型社会の形成を図ります。また、憩いの場や子どもの安全な遊び場の確保に向け、公園・緑地の適正な維持管理を推進します。
- 公共交通は高齢者等の大切な移動手段であることから、コミュニティバスやデマンドタクシーの見直し等を含めた公共交通のあり方については、充実に向けた検討を行います。

◆ 成果指標

指 標	単 位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
住宅地の形成、町営住宅の整備状況に関する住民の満足度	%	22.8	30
町全体の資源物回収量	t/年	319	380
デマンドタクシー1日あたりの利用者数	人	17	40
企業立地数(合併後)	事業所	13	18

施策
3-1

中心地づくりの推進

◆関連する
SDGs



< 主な取り組み >

01 中心地の計画的整備

具体的な内容

- 地域の特性・役割を意識したまちづくりを進め、中心機能の集中により市街地整備を促進します。
- 中心地に集まる機能を連携させ、相乗効果や付加価値を生み、より良いサービスを提供できる体制を整備します。
- 町民の暮らしにうるおいを与える場をつくり、多くの人が集まって、人と人との交流が生まれる場を整備します。
- 公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に推進し、まちの中心地として必要な機能を整えます。
- 施設の複合化や共用化、社会潮流を踏まえたデジタル化を推進しつつ、面積効率化を行います。
- 将来的な人口減少を見据え、周辺自治体との連携による機能分担や機能強化を行います。
- 統合庁舎等の施設整備にあっては、最適な施設規模、施設配置を行うことでコスト削減に努めるとともに、効果的な施設間の機能連携を図ります。

02 町民の利便性向上

具体的な内容

- より良い中心地の形成とともに、統合庁舎等を整備し、機能集約により住民の利便性を高めることで、行政機能の充足化を図ります。
- 商業機能や飲食機能などについても、民間の協力を得ながら導入を検討します。
- 人口減少や財政状況の変化も踏まえ、集落での生活機能を支えるため、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを促進します。
- 中心地機能の整備に併せて、地域の特性を活かし、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる周辺地域の整備を行います。
- 公共施設の集約、移転によって住民サービスが低下することがないように、整備事業と合わせて、公共交通のあり方や旧庁舎等の利活用についても検討します。

03 災害に強い中心地整備

具体的な内容

- 中心地整備に伴い、町内全域において効率的な防災対策が実施できるよう地域防災計画の見直しについて検討します。
- 近年、ゲリラ豪雨や地震など予期できない自然災害が頻発していることを鑑み、中心地づくりにあっては、防災拠点と併せて、住民が避難できるような施設・広場の整備を行います。
- 中心地に集約する公共施設については、大雨や台風、地震などあらゆる自然災害を念頭に、防災や減災に対応した施設整備を行います。

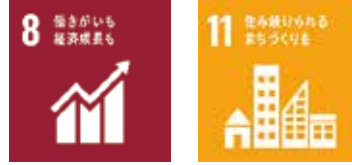


「吉野ヶ里町中心地イメージ図（令和2年度吉野ヶ里町統合庁舎及び中心地づくり基本構想）」

施策
3-2

移住・定住の促進

◆関連する
SDGs



< 主な取り組み >

01 子育て世代の移住・定住の促進

具体的な内容

- 移住希望者向け情報発信や移住相談会を実施し、移住・定住を促進します。
- 子育て世代の移住・定住を支援し、ゆとりとうるおいのあるまちづくりを推進します。
- ふるさと納税や地元出身者等をターゲットとした交流イベント、体験ツアー等の開催や企業等との包括的な連携をするなど関係人口の創出・拡大に努めます。
- 利用されていない空家の流通を促進し管理不全空家の発生を未然に防止するとともに、定住促進を図ります。
- 若い世代の結婚に伴う新生活を支援し定住促進及び少子化対策を推進します。

02 公共交通の充実

具体的な内容

- 吉野ヶ里町地域公共交通活性化協議会での協議を踏まえながら、路線バスの維持・確保、存続を促進します。
- 利用数が多い通勤通学線は維持しつつ、コミュニティバス循環線とデマンド型乗合タクシーの両方の機能を持ち、さらに利便性・快適性を向上させるAIデマンド型乗合タクシーに運行形態を転換するなど、地域公共交通の利便性を高める取り組みを実施します。



03 働く場の確保

具体的な内容

- 既存企業の町外流出の防止に努めるとともに、新しい企業の誘致に向けて、製造系・事務系問わず企業進出適地の調査研究等を促進します。
- 誘致企業に対する奨励金や、課税免除などの優遇措置を活用し、県など関係機関と連携しながら、積極的な誘致活動を推進します。
- まちの新たな活力の創出に向け、進出企業の受け皿として、工業立地基盤の整備を推進します。
- 東脊振インター工業団地については、製造業の工場等の立地を見据えて、進出企業が土地を有効利用し、生産性を向上できるよう、建築物に適用される容積率の緩和を図ります。
- 誘致企業の協力を得ながら町民の雇用機会の確保・拡充に努めます。
- 就職相談・情報提供の推進、人材育成・研修機会の提供などにより、若年層やU・J・Iターン希望者の誘致を促進します。
- テレワーク等の新しい働き方への行動変容やライフスタイルの変化を捉え、都市圏からの人の流れを創出し、雇用の創出や交流人口の拡大による地域経済の活性化を図ります。
- 町内に本社機能または拠点の移転を行う事業者を支援し、産業や経済の活性化を図ります。



◆関連する
SDGs



< 主な取り組み >

01 適正な土地利用の促進

具体的な内容

- 適切な土地利用の促進を図るため、「第2次吉野ヶ里町国土利用計画」を踏まえながら施策を展開するとともに、「農業振興地域整備計画」の見直しを図ります。
- 産業立地機能の充実、整備された優良農地の保全・活用、生活環境整備を進め、工業や農業環境と調和した快適で魅力ある居住空間の整備に努めます。
- 良好な都市環境の形成及び吉野ヶ里らしい景観の保持を図り、町民の健康で文化的な都市生活を確保するため、公園や街路樹等については、緑地の保全、緑化の推進に努めます。
- 本町の自然資源や歴史・文化資源などを活かした美しい自然環境及び景観づくりを促進します。
- 適正な管理ができていない空家について、情報提供、助言・指導を行うことにより、適正な管理の促進に努めます。

施策
3-4

生活基盤の維持・管理

◆関連する
SDGs

< 主な取り組み >

01 上下水道事業の充実促進

具体的な内容

- 施設の老朽化や災害時の対応、安全性の向上などを見据えた施設整備を促進します。
- 老朽化への対応や、施設の長寿命化に向け、簡易水道施設の整備充実を計画的に推進し、安全・安心な水の安定供給に努めます。
- 下水汚泥などのリサイクルを推進し、有効活用を促進します。

02 下水道事業の健全運営

具体的な内容

- 管路の整備を促進するとともに、下水処理場の機能強化など、ストックマネジメント計画作成による施設の適正管理に努めます。
- 一元化された処理場により、町内企業の下水道加入を促進します。

03 町営住宅の整備

具体的な内容

- 町営住宅の改善・メンテナンスなどを計画的に推進します。
- 若年層の定住促進に加え、今後増加すると予想される高齢者・障がい者などに配慮したユニバーサルデザイン化を推進します。

04 既存公園の適正な管理

具体的な内容

- 住民が安心して利用できる公園であり続けるため、既存公園施設・設備について定期的に安全点検等を実施します。
- 地域住民や各種団体、民間企業などによる公園・緑地の維持管理を促進します。
- 住民の健康志向や防災意識の高まりなどに配慮した魅力ある公園・緑地、親水空間の適正な維持管理を図ります。

施策
3-5

環境施策の充実

◆関連する
SDGs



< 主な取り組み >

01 脱炭素社会の実現に向けた環境保全活動の推進

具体的な内容

- 循環型社会の形成や環境保全などを進めるため、住民や事業者などに対して、様々な環境情報を、適切かつ分かりやすく提供するなど意識啓発を図ります。
- 関係機関との連携を図りながら、再生可能エネルギーや森林の保全、公害の防止、地球温暖化対策など、環境保全対策の推進に努めます。
- 「生物多様性保全上重要な里地里山」を保全するため、情報収集や地域の意向を取り入れながら、地域資源・地域ブランドとして里地里山を管理し、活用を図ります。

02 環境教育・啓発活動の推進と実践活動の促進

具体的な内容

- 広報、ホームページなどを利用した啓発活動を積極的に行い、環境美化活動やクリーンデーの促進に努めます。
- 夏休み期間中、児童を対象としたごみ処理場や太陽光発電所等の見学会、子どもクラブ等による資源物回収活動に対する助成を実施します。
- 次代を担う子どもたちが、環境や自然の大切さを遊びや学習を通じて、学ぶことのできる場や機会を創出します。

03 廃棄物処理・リサイクル体制の充実

具体的な内容

- ごみ処理の広域連携の計画及び令和5年度から先行して取り組む資源ごみの回収方法の変更に伴い、リサイクルセンターへの資源物搬入計画の見直し及び搬入量増加に向けた住民への啓発を継続的に実施します。
- 住民の自主的な3R（リデュース・リユース・リサイクル）運動を促進し、ごみを出さないライフスタイルの構築をめざします。

04 再エネ・省エネの導入促進

具体的な内容

- 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に則し、施設や設備の更新に際しては、省エネ設備、BEMS（ビルエネルギー管理システム）、太陽光発電等創エネ設備の導入を検討し、温室効果ガスの排出削減に努めます。
- 新たに建設する統合庁舎は、町のシンボリックな施設となることから、率先して再エネ・省エネ設備等の導入を図ります。
- 公用車の更新時においては、環境に配慮した自動車等の導入に努めます。



方針4 安全・安心に暮らせるまちづくり

【関連する分野】：道路・交通、生活環境、防犯・防災など

◆ 基本方針

道路・交通環境の充実を図り、近隣の都市や町内の交流を活発にするとともに、防犯・交通安全のまちとして快適な住環境を整えます。また、日常から火災や地震、水害などの自然災害に備えることで、災害に強いまちづくりも推進します。

そのためには、さまざまなリスクへの対応を想定した危機管理体制を強化し、地域防災の要である自助・共助が即時的に機能するよう人材の育成に努めます。

◆ 現状と課題

現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和3年度中に地域公共交通計画を策定し、公共交通の充実に努めていますが、コミュニティバスの利用者数は、コロナ禍の影響もあり低迷しています。一方、デマンドタクシーについては、町外の施設を行先に追加するなどして利便性を高めた結果、利用者数が増加傾向にあります。 ● ログマークステッカーの配布など「YOSHINO GARI ANZEN ACTION」を推進したこともあり事故発生率は、居住地別では令和元年度のワースト5位から令和3年度ワースト13位となっており、住民の意識は高まっています。 ● 募集要項のチラシ配布及び広報誌への掲載や、機能別団員の新規導入などにより消防団員数の確保に努めています。 ● 令和元年度からメールによる防災情報等の配信を開始しましたが、登録者数は目標に達していません。
----	--

課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 住民の安全・安心に配慮した道路計画を進め、必要に応じて道路の狭隘区間の解消や、維持修繕を行う必要があります。 ● 鉄道においても、町全体の発展に向け、吉野ヶ里公園駅の利便性向上について要望していく必要があります。 ● 地域ぐるみで安全性を向上させる必要があります。 ● 交通安全については、人身事故の人口あたりの発生率を下げるため、ハード・ソフトの両面にわたる取り組みを進める必要があります。 ● 避難行動要支援者などへの対応についても、地域全体で検討することが求められています。
----	--

◆ 取り組みの方向性

- 佐賀市や鳥栖市、福岡市、久留米市に近接し、道路・交通網が整備されるなか、道路・交通環境の充実を図り、近隣の都市や町内の交流を活発にする必要があります。そのため、町内各域に広がる国・県道路網について、地域基盤としての利便性の向上、活用などを図るため、更なる整備を要請します。
- 住民一人ひとりが犯罪に対する危機感を持ち被害を回避できるよう、防犯対策の啓発や防犯に関する情報の提供に努めます。
- 地震や風水害などの自然災害に対する様々なリスクへの対応を想定した危機管理体制を強化し、誰もが安全に安心して暮らせるまちづくりを目指します。

◆ 成果指標

指 標	単 位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
防犯・交通安全啓発回数	回	92	94
消防団員数	人	460	499
交通事故発生件数	件	99	90
消防・防災の充実に関する住民の満足度	%	35.9	40



施策
4-1

道路・交通網の充実

◆関連する
SDGs



< 主な取り組み >

01 町道の整備と維持管理の充実

具体的な内容

- 道路網の整備について、町内地域間の状況や、渋滞箇所などに配慮し、計画的・効率的に国道・県道との連携を強化します。
- 道路パトロールの実施、住民参画・協働のもとでの草刈りなどの徹底や、道路及び橋梁など、社会資本の維持管理に努めます。
- 利便性の向上や、安全対策、景観などの快適性の向上に留意し、「道路マスタープラン」に基づいた計画的な町道整備を推進します。

02 国道・県道の整備促進

具体的な内容

- 渋滞解消に向けたバイパス計画や交差点改良、歩道整備、主要地方道の改良など、国道・県道の整備に向けた取り組みを進めます。
- 町内各域に広がる、国道・県道網について、地域基盤としての利便性の向上、活用促進を図るため、更なる整備に向けた取り組みを強化します。

03 安全で快適な道路空間づくり

具体的な内容

- 住民の安全・安心に配慮した道路計画を推進します。
- 沿道の景観などに配慮しつつ、段差の解消、案内設備などが充実したバリアフリーによる快適な道路空間づくりを推進します。

施策
4-2

防犯・交通安全の充実

◆関連する
SDGs

< 主な取り組み >

01 防犯体制の充実

具体的な内容

- 警察などの関係機関・団体と連携して啓発活動や防犯教育及び防犯パトロール活動を推進します。
- 住民の防犯意識の高揚や防犯活動の促進を図ります。
- 犯罪を誘発する恐れのある環境を改善するため、区長会などと連携して、防犯灯・防犯カメラなどきめ細かな防犯設備の整備を進めます。

02 交通安全推進体制の充実

具体的な内容

- 警察や交通安全協会との連携による交通安全教室、講習会などを通じ、子どもから高齢者まで、年齢層に応じた交通安全教育を実施します。
- YOSHINO-GARI ANZEN ACTIONを継続し、交通事故発生件数の減少に努めます。
- 交通の安全を確保するため、ガードレールや道路反射鏡、道路標識などの交通安全施設の設置を、総合的かつ計画的に推進します。



施策
4-3

消防・防災の充実

◆関連する
SDGs



< 主な取り組み >

01 消防団の充実

具体的な内容

- 団員確保、日中の消防力の維持・強化に向けた機能別団員及び女性消防団員の募集強化並びに組織見直しを推進します。
- 研修・訓練による団員の資質向上に努め、消防団の充実を促進します。
- 老朽化による消防施設の計画的な更新を進めます。

02 常備消防・救急体制の充実

具体的な内容

- 広域的連携のもと、職員の資質向上や施設・設備の充実を図ります。
- 常備消防・救急体制の整備を促進します。
- 多様な消防水利の確保に向け、消火栓や防火水槽以外にも河川や水路の整備を進め、更なる消防水利の確保を図ります。

03 総合的な防災体制の確立

具体的な内容

- 住民への防災教育による防災意識の向上を図りながら、地域防災の要となる自主防災組織の育成を重点的に推進し、住民参加の防災訓練を実施します。
- 関係部署、民生委員・児童委員、地域と連携した避難行動要援護者の支援体制整備、避難路・避難場所の周知徹底に努めます。

04 治山・治水対策の促進

具体的な内容

- 水害や山地災害を未然に防止するため、関係機関との連携のもと、河川改修の促進や、急傾斜地の崩壊防止など、治山・治水対策を推進します。

方針5 人と歴史・文化が輝くまちづくり

【関連する分野】：教育、スポーツ、歴史・文化、青少年育成など

◆ 基本方針

子どもから高齢者まで生涯を通じて学ぶことができる環境の充実を図り、住民の自主的な活動を支援します。また、生涯スポーツの普及から競技スポーツの向上など、住民がスポーツに取り組むことができる環境を整えます。

町に愛着を持つ子どもが世界中で活躍できる人材となるよう、学齢期の子どもに対する教育・健全育成を強化します。

◆ 現状と課題

現 状	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和2年度までに校内ネットワーク環境整備、児童生徒及び教師の1人1台タブレット端末整備を完了し、令和3年度に普通教室及び特別教室の電子黒板を液晶型電子黒板に全台更新完了しました。また、4校に2名のICT支援員の配置もできたことから、利活用に向けた体制が整いつつあります。 ● 令和3年度より吉野ヶ里町学校規模適正化検討委員会において、外部有識者を交え、町内に4つある小中学校の適正規模及び配置について検討しています。 ● 増加する特別支援教育を必要とする園児、児童生徒への支援員の配置が必要不可欠となっています。 ● 保護者の就労率が上昇傾向にある一方、入園児が減少する傾向にあるため、より充実した預かり保育のPRを図る必要があります。 ● 学校施設・設備の老朽化が進んでいます。 ● 国際交流は、近年の情勢の変化を受けてほとんど実施できていません。 ● 令和3年度に文化体育館が完成し、生涯学習の場を拡充しました。 ● 新型コロナの影響により、図書室への需要が高まり、コロナ禍以前より利用者が増加しています。 ● 文化サークルなどの登録数は減少が続いています。
--------	---

課 題	<ul style="list-style-type: none"> ● 小中学校の適正規模及び配置の検討に際しては、人口予測に基づく児童生徒の減少、統廃合の影響等のほか、町の財政的な面も踏まえて検討する必要があります。 ● 町に関わり暮らした人が町に誇りを持てるよう、郷土愛を育む教育を推進する必要があります。 ● 生涯学習社会の形成に対する住民の満足度は低くなっており、人を育てることが町を豊かにすることからも、生涯学習事業の充実が必要になっています。 ● 学校・家庭・地域の連携の必要性が高まっており、行政においても、教育部門と福祉部門との連携が求められています。 ● 多岐にわたる特別支援教育のニーズに対応した支援体制づくりを検討する必要があります。
--------	--

◆ 取り組みの方向性

- 児童生徒にとってより良い教育環境の整備を図るため、町民の意見を聴きながら、吉野ヶ里町立小中学校の規模適正化・適正配置基本方針を策定していきます。
- 子どもたちが、明日の日本を担う人材として成長していくことができるよう、生きる力の育成を重視した特色ある教育活動の推進や学校施設の整備をはじめ、総合的な学校教育環境の充実に努めます。
- 生涯を通じて学ぶことができる環境の充実に努め、住民の自主的な文化活動を支援します。また、生涯スポーツの普及から競技スポーツの向上など、住民がスポーツに取り組むことができる環境を整えます。本町の貴重な歴史・文化資源や社会教育施設などを活用し、人と歴史・文化が輝くまちづくりを目指します。
- 青少年健全育成活動は、未来につなぐまちづくりの観点から、関係機関との連携強化に努め、学校と地域・家庭との連携強化を促し、家庭や地域における教育力向上に努めるとともに、指導者の育成や支援、相談体制の充実に努めます。
- 施設の老朽化に伴う統廃合の過程においても、ソフト面・ハード面から、住民が生涯学習に取り組むようになる環境整備に取り組めます。
- コロナ禍により需要が高まっている図書室の更なる利用促進を図ります。

◆ 成果指標

指 標	単 位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
学校教育が充実に関する住民の満足度	%	30.6	35
小・中学校校舎のトイレの洋式化率	%	54	100
社会体育施設利用者数（延べ人数/年）	人	109,885	180,000
図書室の利用者数	人	3,200	3,200



施策
5-1

学校教育の充実

◆関連する
SDGs

< 主な取り組み >

01 生きる力と学力を伸ばす教育活動の推進

具体的な内容

- 少人数・ティームティーチング授業、放課後補充学習、家庭学習の推進により総合的な学力の向上に取り組みます。
- A L Tを活用した英語教育・国際理解教育、タブレット端末を活用したICT活用教育、環境教育、特別支援教育など多様な教育の充実に努めます。
- いじめ対策を含む人権教育、小中学校間での交流、ふるさと学授業などによる豊かな人間性の育成を促進します。
- 給食体制の充実を含む食育を推進します。

02 教職員の研修や研究活動の充実

具体的な内容

- 教職員の研修や研究活動の充実を促進し、ふるさとを愛する子ども達を育成できる指導力の養成を図ります。
- 学校経営に関する外部評価の実施・公表などを通じ、信頼される学校づくりを進め、地域と共に歩む環境づくりを推進します。

03 学校施設・設備の整備

具体的な内容

- 吉野ヶ里町学校施設長寿命化計画及び学校規模適正化検討委員会の内容を踏まえ、老朽化に伴う改修(ユニバーサルデザイン化)等を計画的に実施します。
- タブレット端末の更新及び増設に努めます。
- 食育の推進との連携を視野に入れた学校給食施設の建設を促進します。
- 児童・生徒数の減少及び学校施設の老朽化に伴う校舎の改築及び統廃合を推進します。

04 総合的な安全対策の推進

具体的な内容

- 通学路の点検と道路改修を進め、安全な登下校の確保に努めます。
- 青色回転灯付公用車や、各種団体によるパトロールの充実促進などにより、登下校時の安全対策をより一層強化します。
- 学校における避難訓練の実施や防犯施設・設備の整備を行うなど、総合的な安全対策を推進します。



施策
5-2

生涯学習社会の形成

◆関連する
SDGs

< 主な取り組み >

01 生涯学習関連施設の活用

具体的な内容

- 住民一人ひとりが、生涯を通じて学び、自己を高め続ける生涯学習の受け皿となる関連施設について、更なる利用促進のため、既存の生涯学習施設の改修を進めるとともに、新たに整備された文化体育館の活用を促進します。
- 小・中学校、高等学校の各段階において、地域への課題意識や貢献意識を深めるような学びを実現し、地域に誇りを持ち、根付くような人材の育成を推進します。
- 来る人がもっと楽しく利用したくなるような図書室にするための取り組みについて他の自治体の事例をもとに検討を行い、それらの取り組みについて実践を図ります。

02 集まり交流が生まれる講座（教室）の企画と開催

具体的な内容

- 学習の高度化・多様化の要望に応えるため、社会情勢の変化や住民意識調査などにより「参加したい学習内容」を把握し、多くの人が集まり、新たな人を巻き込みながら交流が生まれる講座（教室）を企画・開催します。
- 愛郷心を育み、地域活動や地域づくりの原動力となる人材の育成が図れる生涯学習の講座（教室）の開催に努めます。
- 広報紙「よしのがり」、ホームページなどによる広報活動をはじめ、自治会広報掲示板への掲載による情報発信を促進します。

03 市民活動のサポート体制の充実

具体的な内容

- 多くの人が集まり、交流が生まれる講座（教室）を通して醸成された市民活動意欲を後押しできるよう、サポート窓口の開設やサポート人材の育成を図ります。
- 「人材バンク登録制度」への登録者の増加、登録人材の積極的な活用を促進するとともに、指導者やリーダー育成・確保に努めます。
- 事業の協働や支援などを通じて、社会教育団体の育成及び各社会教育団体の相互連携を図ります。



施策
5-3

スポーツの振興

◆関連する
SDGs

< 主な取り組み >

01 スポーツ施設の整備充実と有効活用

具体的な内容

- 住民が身近にスポーツを楽しめ、安全で快適にスポーツ活動を行えるよう、老朽化の状況や利用ニーズを勘案し、各種スポーツ施設・設備の整備充実を計画的に推進します。
- 管理運営体制の充実を図り、有効活用を促進し、魅力ある各種教室を開催します。
- 文化体育館を活用した各種スポーツ大会誘致を推進します。

02 スポーツ団体、指導者の育成

具体的な内容

- 多様化するスポーツニーズに対応できるよう、スポーツ推進委員などの指導者の育成・確保に努め、指導者育成研修会の開催により指導者を養成します。
- 部活動指導者の育成・確保に努めます。

03 多様なスポーツ活動の普及促進

具体的な内容

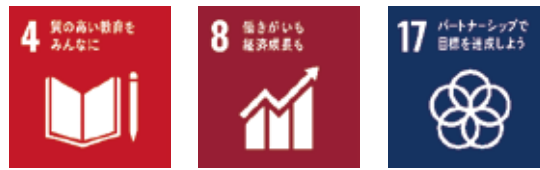
- 多様なスポーツの振興に向け、体育協会などと連携し、各種スポーツ大会・教室などの内容及び運営体制の充実を促進します。
- 各地区の体育推進活動を促進し、地域ぐるみのスポーツ活動の活発化を推進します。
- 「住民総スポーツのまち」として、スポーツの振興と住民の融和、親睦並びに健康増進を達成するため、スポーツ推進委員の協力を得ながらスポーツ大会を開催します。



施策
5-4

歴史・文化の継承と創造

◆関連する
SDGs



< 主な取り組み >

01 芸術・文化団体、指導者の育成

具体的な内容

- 住民主体の芸術・文化活動の一層の活発化を促進するため、一流の指導員の確保や、文化協会をはじめ各種芸術・文化団体の育成を図るとともに、地域における指導者の育成・確保に努めます。

02 芸術・文化にふれる機会の充実

具体的な内容

- 文化協会と連携し、魅力ある文化行事の企画・開催を推進します。
- 活動成果を発表する機会や多様な芸術・文化を鑑賞する機会の充実を図ります。
- 各種教材を用いた本町を学ぶ生涯学習の充実を進めます。

03 文化財の調査及び保存・活用

具体的な内容

- 文化財や、埋蔵文化財についても住民の理解と協力を得ながら調査及び保存・活用を進めます。
- 伝統行事や祭りなどについて、保存団体の育成及び地区伝統の支援などを通じてその保存・伝承に努めます。



施策
5-5

青少年の健全育成

◆関連する
SDGs

< 主な取り組み >

01 健全育成に向けた社会環境づくり

具体的な内容

- 青少年育成町民会議を中心に、学校・家庭・地域、関係機関と連携し、自立心や規範意識、社会貢献への意欲を喚起する環境づくりを推進します。
- 社会環境の点検や巡回パトロール、指導など、関係団体を中心とした有害環境の浄化や非行の防止、安全対策の強化に向けた各種の活動を促進します。
- 広報・啓発活動を通じて地域における声かけ運動や、あいさつ運動を促進し、健全な社会環境づくりと安心安全の地域づくりを実施します。

02 地域と交わり・育む講座（教室）の企画と開催

具体的な内容

- 子どもクラブなど青少年団体の支援に努めるとともに、講座（教室）の開催などを通じて各団体のリーダーの育成に努めます。
- 子どもの学びに対するニーズを掴み、愛郷心を育みながら、社会に貢献できる人材の育成ができる講座（教室）の開催に努めます。
- 青少年の体験・交流活動や地域活動、ボランティア活動などへの参画機会の充実を図り、積極的参画を促進します。

03 家庭・地域の教育力の向上

具体的な内容

- 家庭教育学級や家庭教育支援養成講座をはじめ、広報・啓発活動や支援・情報提供など、学校との連携による家庭における教育機能向上を推進します。
- 放課後子ども教室の開催など、青少年の居場所づくりを進め、地域における教育機能向上を推進します。
- 老人クラブなどの団体や地域と、学校や保育園・幼稚園との連携を促進し、子どもを地域で守り育てる取り組みを推進します。

方針6 新たなブランドと活力を生むまちづくり

【関連する分野】：観光、農業、商工業、雇用など

◆ 基本方針

吉野ヶ里遺跡をはじめ、本町の貴重な歴史・観光資源、特産品など、まちの魅力を町内外に発信するとともに、新たなまちの魅力の掘り起しを行うなど、新たな活力の創出を行います。

そのためには、徹底したマーケティングによる地域ブランドの立ち上げ、戦略に基づくプロモーション活動を展開するなど、本町の地域資源を活用した新たなブランドと活力を生むまちづくりを目指します。

◆ 現状と課題

現状	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種イベントや伝統行事などが、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できていません。 ● 人口減少社会のなかで、従来通りの事業内容では町内事業者の経営が難しくなっています。 ● 農林業就業者の高齢化と後継者不足が顕在化しています。 ● 平成29年度に脊振山系鳥獣処理加工センターを建設し、『脊振ジビエ』をはじめとした吉野ヶ里ブランドの構築を推進しています。 ● ふるさと納税により、地域の特産品などを全国にPRしています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 新しい取り組みにチャレンジしやすくするための基盤づくりと意識づくりが求められています。 ● 付加価値の高い農産物の生産、地域資源を活かした特産品の開発など、新しい事業に取り組む必要があります。 ● 恵まれた交通立地条件を活かした商工観光業の振興を図る必要があります。 ● 農業分野においても、選択と集中による効果的かつ効率的な事業の展開が必要となっています。 ● 一人でも多くの人に吉野ヶ里のファン・リピーターになってもらうことが重要です。

◆ 取り組みの方向性

- 吉野ヶ里遺跡をはじめ、本町の貴重な歴史・観光資源、特産品など、まちの魅力を町内外に発信するとともに、観光協会や「吉野ヶ里町版DMO（仮）」を設立するなど、新たなまちの魅力の掘り起しを行うため、新たな活力の創出を行います。また、外国人観光客を誘致するなど、インバウンドの増加が考えられる場合には、その基盤づくりも検討していく必要があります。
- マーケティングによる「吉野ヶ里ブランド」の展開、観光プロモーション活動の実施など、本町の地域資源を活用した新たな活力とにぎわいを生むまちづくりを目指すとともに、にぎわいのある商業地の再生と創造に向け、商工会と連携し、近代的・魅力的な商業活動を促進します。
- 定住の促進と就業者が健康で快適に働くことができる環境づくりに向け、雇用の確保及び雇用の促進、勤労者福祉の充実に努めます。
- 発信力のある民間企業などと連携し、全国の人に吉野ヶ里の魅力を知ってもらい、ファンになってもらう取り組みを実施します。

◆ 成果指標

指 標	単 位	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和9年度)
観光入込客数	千人	1,098	1,280
観光入込客数一人当たり消費額	円	1,277	1,300
ふるさと納税寄附件数	件	103,455 (令和3年度)	140,000
吉野ヶ里ブランド商標登録数（町保有）	件	1	3

※吉野ヶ里ブランドとは

吉野ヶ里個別の地域資源を、その基盤や地域性を最大限に活用しながら、町が一体となってブランド化したもの。



施策
6-1

観光・プロモーションの推進

◆関連する
SDGs



< 主な取り組み >

01 観光戦略推進体制の整備

具体的な内容

- 観光客動向調査、観光客へのアンケート調査の実施により観光動向を分析します。
- 住民ボランティアガイドの育成や登録制度、「町外サポーター制度」の導入など、「観光まちづくり」を支える仕組みの構築を図ります。
- 観光まちづくり戦略策定委員会において、官民一体となって策定した「吉野ヶ里町観光まちづくり戦略」を推進します。
- 「吉野ヶ里町版DMO（仮）」を設立し、地域の「稼ぐ力」を引き出す組織を設立します。
- 観光まちづくり戦略推進会議を中心に、観光客やターゲット層に対する検証を継続的に行うなど戦略的な観光の推進を図ります。
- 地域おこし協力隊を含む中間支援者の活用と拡充に努めます。

02 観光地としてのブランド力を高める戦略の推進

具体的な内容

- 各観光資源を回遊できる観光ルートの設定、祭り・イベントの充実など、既存観光・参加型の観光交流資源の魅力向上に向けた取り組みを推進します。
- 地元産品を活用した加工品や郷土の伝統料理が、ご当地グルメとして定着するよう取り組みを推進します。



03 ニーズをとらえ人を呼び込む戦略の推進

具体的な内容

- 周辺観光地と組み合わせた観光ルートの設定や、周辺自治体と連携したPR活動・広域的な観光振興の取り組みを推進します。
- 魅力的な旅行商品の開発・販売促進に努めるほか、花や食などの女性を呼ぶ手法、体験型修学旅行や、インバウンドに対応した戦略を推進します。

04 観光プロモーションの促進

具体的な内容

- 「吉野ヶ里町観光まちづくり戦略」に基づき、まちの認知度や魅力を高める観光プロモーションを推進します。
- 「町イチ！村イチ！」など、都市でのイベントへの参加や、トップセールスによる積極的なPRを促進します。
- 「吉野ヶ里町版DMO（仮）」を中心に、地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりを展開します。
- フットパスや吉野ヶ里夢ロマン軽トラ市など、各種イベントについて、ホームページやSNSなどで発信し、観光地としての魅力向上に努めます。

05 吉野ヶ里歴史公園の活用促進

具体的な内容

- 日本を代表する歴史公園としての整備及び観光・交流機能の強化を、国・県と連携して推進します。
- 吉野ヶ里夢ロマン軽トラ市や、吉野ヶ里ふるさと炎まつり、JRウォークなどとの連携の強化を含め、本町の観光・交流の核とした活用を促進します。



施策
6-2

農林業の振興

◆関連する
SDGs



< 主な取り組み >

01 農業における生産性の向上

具体的な内容

- 関係機関との連携のもと、農道、用排水施設の整備を進め、農業生産基盤の充実に努めます。
- 農業振興地域整備計画の見直しを行い、優良な農地を保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的に実施します。
- スマート農業などDX化に努めます。
- 米、麦、大豆をはじめ野菜、果樹など各作目の生産性の向上や高品質化、ブランド化、環境保全型農業を促進します。
- 学校給食との連携、食育の推進、PR活動の強化などにより、地産地消を促進します。

02 多様な農村ビジネスの展開

具体的な内容

- 都市圏住民や消費者との交流を促進します。
- 遊休農地・耕作放棄地などの有効活用の視点に立ち、観光関係機関との連携を図り、体験・観光農業や市民農園などの取り組みを促進します。
- 観光や商工業との連携により、農業の成長産業化を図り、地域活性化に努めます。

03 6次産業化の推進と吉野ヶ里ブランドの構築

具体的な内容

- 農業者の所得向上を図るため、生産から販売までを一体的に手掛ける6次産業化への取り組みを促進します。
- 商工業の活性化のための農商工連携を推進します。
- 脊振山系鳥獣処理加工センターを活用し、ジビエをはじめとした特産品開発を推進し、吉野ヶ里ブランドの構築に努めます。

04 林業の振興

具体的な内容

- 農林産物の被害を防止するため、県や他市町との連携のもと、有害鳥獣対策を強化します。
- 林業経営の効率化、森林の適正管理、農山村地域の活性化に向け、森林管理署と連携し、林道・作業道などの維持管理に努めます。
- 竹林の整備を図り、安定的にタケノコを生産する仕組みを構築します。
- 公共施設建設への県産材の利用、地元産材を使用した民間木造住宅の建設を促進し、地産地消を促進します。

05 担い手の育成

具体的な内容

- 「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」に基づき、農地の利用集積や経営指導の強化などにより、意欲と能力のある認定農業者及び集落営農組織の法人化を含む育成強化と、新規就農者の支援を推進します。



施策
6-3

商工業の振興

◆関連する
SDGs



< 主な取り組み >

01 近代的・魅力的な商業活動の促進

具体的な内容

- 商工会との連携のもと、指導・支援体制の強化、経営革新や後継者の育成、特産品の直売など、消費者ニーズに対応した魅力ある商業活動を促進します。
- 経営体質の強化を促進するとともに、商店街の環境・景観整備や総合的な空き店舗対策を推進します。

02 既存企業の活性化の促進

具体的な内容

- 事業の拡大などを促進し、地場製品の一層のブランド化に向けた支援を強化します。
- 町内商品のPRとなるイベントへの継続的な取り組みを推進します。
- 厳しさを増す経営環境に対応し、各種融資制度の周知と活用を促し、経営体質の強化を促進します。

03 新産業開発の促進及びブランド力の向上

具体的な内容

- 商工会をはじめ関係機関・団体との連携のもと、異業種間交流の場や研修機会の提供、支援制度の整備など、産業支援・研究開発機能の強化を図ります。
- 地域資源を活かした新製品・新産業の開発や起業化を促進します。
- 地域資源を活かした吉野ヶ里ブランドの高付加価値化をめざします。

06 商工会の育成

具体的な内容

- 商業活性化の中核的役割を担う商工会の育成に努め、商工業の活性化に向けた各種活動の一層の活発化を促進します。

資料編



1. 諮問及び答申
2. 吉野ヶ里町総合計画審議会委員名簿
3. 策定経過
4. 吉野ヶ里町総合計画審議会条例
5. 個別計画策定状況
6. 用語解説

1. 諮問及び答申

■ 諮問書

吉 企 第 3 0 号
令和 4 年 1 0 月 5 日

吉野ヶ里町総合計画審議会
会長 五十嵐 勉 様

吉野ヶ里町長 伊東 健吾

第2次吉野ヶ里町総合計画後期基本計画の策定について（諮問）

令和5年度から5箇年間の吉野ヶ里町のまちづくりの指針となる第2次吉野ヶ里町総合計画後期基本計画の策定に当たって、吉野ヶ里町総合計画審議会条例（平成18年吉野ヶ里町条例第171号）第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

■答申書

令和5年2月14日

吉野ヶ里町長 伊東健吾様

吉野ヶ里町総合計画審議会
会長 五十嵐 勉

第2次吉野ヶ里町総合計画後期基本計画について（答申）

令和4年10月5日付け吉企第30号で諮問された吉野ヶ里町総合計画審議会条例（平成18年吉野ヶ里町条例第171号）第2条に規定する第2次吉野ヶ里町総合計画後期基本計画の策定について、別紙のとおり意見を附して、別添『第2次吉野ヶ里町総合計画後期基本計画（案）』のとおり答申します。

〔別紙〕

附 帯 意 見

令和4年10月5日に吉野ヶ里町総合計画審議会が設置され、今日に至るまで3回にわたり諮問事項である第2次吉野ヶ里町総合計画後期基本計画（以下「後期基本計画」という。）の策定について、慎重に議論を重ねてきました。

本審議会では、第2次吉野ヶ里町総合計画基本構想・前期基本計画について評価・検証するとともに、町民アンケートの結果や社会潮流の変化を踏まえながら、令和5年度からの5箇年における町の取り組みの方向性や成果指標について重点的に検討しました。

審議の過程においては、新たな中心地づくりを推進することに賛成する意見が多くあったものの、新しく形成される中心市街地から離れた地域への影響を懸念する意見も出されました。また、会議では、今日のまちを取り巻く環境の変化への対応として、脱炭素社会の実現に向けた取り組みや地域を担う人材・団体の育成の強化、デジタル化やDXの推進を支持する意見も多くみられたことから、基本構想についても一部見直し、後期基本計画の中で重点プロジェクトの再設定を行ったところです。

つきましては、本審議会として、後期基本計画についての答申に際し、以下の意見を附して提言します。

1. 計画の推進について

- (1) 後期基本計画において整理した各施策の課題については十分な検討を行うとともに、それらの課題を解決しながらより良い施策を行うこと。
- (2) 計画の推進について、PDCAサイクルを毎年度繰り返し実施し、進捗管理を行うことで、より効率的・効果的な事業の構築につなげること。

2. 重点プロジェクトへの取り組みについて

- (1) 「まちの中心地づくりプロジェクト」にあっては、SDGsやESGといった社会潮流を鑑み、今後整備される統合庁舎等の公共施設には脱炭素社会の実現に向けた取り組みを率先して取り入れていくこと。
- (2) 新しくまちの中心地を形成する場合においては、当該中心地から離れる地域についても、町民の声に耳を傾けながら丁寧に事業を進め、誰一人取り残さないまちづくりを行うこと。
- (3) 「子育て・定住のまちプロジェクト」にあっては、これまでの取り組みの強化と合わせて、人づくりや市民活動のサポート体制の充実などまちを担う人材や団体を育成しながら、みんなに住み続けたいと思ってもらえるまちの実現を図ること。
- (4) 「吉野ヶ里まるごとブランド化プロジェクト」にあっては、デジタル化やDX、SNSの活用、ふるさと納税の推進など、時代に即した手法を取り入れながら、より多くのたちにまちの魅力を伝える施策を展開すること。

2. 吉野ヶ里町総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

	委員氏名	所属団体等
会長	五十嵐 勉	識見を有する者 (佐賀大学教授)
副会長	中村 榮憲	公共的団体又は機関の役職員 (農業委員会)
	北島 巖	区長会
	久田 富美	公共的団体又は機関の役職員 (教育委員会)
	大尾 正博	公共的団体又は機関の役職員 (民生委員・児童委員協議会)
	河口 田鶴美	公共的団体又は機関の役職員 (スポーツ推進委員会)
	鶴田 勘治	公共的団体又は機関の役職員 (町商工会)
	宮原 麗子	公共的団体又は機関の役職員 (三田川中学校 PTA)
	城地 由香	公共的団体又は機関の役職員 (東脊振中学校 PTA)
	嘉村 洋一	識見を有する者 (地域おこしグループ「さざんか塾」)

3. 策定経過

年月日	事項及び内容
令和4年8月～9月	住民アンケート調査の実施
令和4年8月25～29日	各課ヒアリング
令和4年10月3日	第1回総合計画審議会
令和4年11月28日	第2回総合計画審議会
令和4年12月23日	第3回総合計画審議会
令和5年1月	パブリックコメント



4. 吉野ヶ里町総合計画審議会条例

平成18年6月26日

条例第171号

改正 平成31年3月22日条例第4号

令和元年6月13日条例第3号

令和4年6月15日条例第6号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、吉野ヶ里町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、吉野ヶ里町総合計画に関する事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 区長 1人

(2) 公共的団体又は機関の役職員 8人以内

(3) 識見を有する者 若干人

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(小委員会)

第7条 審議会は、必要に応じ小委員会を置くことができる。

(専門委員)

第8条 審議会に計画に関する専門の事項を調査及び研究させるため、専門委員を置くことができる。

(幹事)

第9条 審議会に計画に関する所掌事務に従事させるため、幹事を置くことができる。

2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、企画調整課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第4号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第3号）

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和4年条例第6号）

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

5. 個別計画策定状況

個別計画策定状況

令和4年4月1日現在

No.	計画の名称	策定主体	種別	策定期期	計画の期間	計画の概要	所管課
1	吉野ヶ里町障害者活躍推進計画	町	法定(必須)	令和2年4月	令和2年度～令和4年度	公的部門において、障害者の活躍の場の拡大のための取組を不断に実施する等の施策を規定(障害者雇用促進法に基づき策定。)	総務課
2	吉野ヶ里町特定事業主行動計画	町	法定(必須)	令和3年4月	令和3年度～令和7年度	職員の仕事と子育ての両立等を図る施策等を規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する施策等を規定(次世代育成支援対策推進法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき策定)	総務課
3	吉野ヶ里町地域防災計画	町	法定(必須)	平成20年3月	平成19年度～	本町の地域に係る防災に関し町及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、さらに町民の役割を明らかにし、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興について必要な対策の基本を定めるとともに、これの総合的かつ計画的な推進を図ることにより、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。	総務課
4	吉野ヶ里町水防計画	町	法定(必須)	平成18年3月	平成17年度～	この計画は、水防法(昭和24年法律第193号。以下「法」という。)の趣旨に基づき、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、吉野ヶ里町内の各河川等に対する水防上必要な監視、予報、警戒、通信、連絡、輸送及び水門等の操作、水防のための消防機関の活動、水防に必要な器具、資材及び設備の整備、避難場所等の大綱を明示し、もって水防体系の万全を期することを目的とする。	総務課
5	吉野ヶ里町国民保護計画	町	法定(必須)	平成19年4月	平成19年度～	町は、住民の生命、身体及び財産を保護するため、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。	総務課
6	吉野ヶ里町国土強靱化地域計画	町	法定(任意)	令和2年3月	令和元年度～令和4年度	本計画は、近年みられる台風の大規模化や集中豪雨の多発化、地震等による災害発生リスクの高まりから、本町においても大規模自然災害等に平時から備え、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会を構築するため、本町における国土強靱化に関する施策の総合的、計画的な推進を図るために策定する。	総務課
7	吉野ヶ里町交通安全計画	町	法定(任意)	平成18年4月	平成18年度～令和7年度	交通事故の防止は、国や県、警察、市町、関係民間団体だけでなく町民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり人命尊重の理念の下に、交通事故のない吉野ヶ里町を目指して、交通安全対策にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定める。	総務課
8	業務継続計画	町	法定(任意)	令和4年3月	令和3年度～	本計画は、大規模な自然災害が発生して町自身が被災し、職員や資源が限られる状況下にあっても吉野ヶ里町地域防災計画「第2編 風水害対策編」、「第3編 地震災害対策編」及び「第4編 その他の災害対策編」に定める災害応急対策業務等を適切に実施することができるよう、業務の担当所属、実施手順・方法、実施に必要な資源の確保方法等を定めるものである。	総務課
9	第2次吉野ヶ里町男女共同参画基本計画	町	法定(任意)	令和3年3月	令和3年度～令和7年度	国の男女共同基本計画及び佐賀県の男女共同基本計画と整合を図り、策定。第2次計画では、男女共同参画基本計画・DV被害者支援計画・女性の活躍推進計画を一体のものとして計画体系を再構築した。	財政協働課
10	吉野ヶ里町地域公共交通計画	町	法定(任意)	令和4年3月	令和4年4月～令和10年3月	関連計画として「吉野ヶ里町まち・ひと・しごと創生総合戦略」「第2次吉野ヶ里町地域福祉計画」「吉野ヶ里町観光戦略計画」が策定されている。佐賀県の関連計画「佐賀東部都市計画区域マスタープラン」に記載されており、これらの計画との整合を図り公共交通の充実を目標として策定。	財政協働課
11	吉野ヶ里町公共施設等総合管理計画	町	独自	平成29年3月(令和4年3月改定)	平成28年度～令和37年度	町が保有する公共施設等の状況を把握・整理し、また長期的な視点で更新・長寿命化・統廃合などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに公共施設等の最適な保有量と配置を実現するため、町の関連計画との整合性と連動を図りつつ、全庁分野横断的に施設面における基本的な取組の方向性を定めるもの。	財政協働課
12	吉野ヶ里町公共施設等個別施設計画	町	独自	令和3年3月(令和5年3月改正予定)	令和3年度～令和8年度	総合管理計画で示した個別方針を基に、各施設の特徴や状況を考慮した改修内容等の検討を行い、中期計画として、既存公共施設全体を俯瞰的な視点から、施設の改修時期及び概算事業費並びに今後の維持管理に必要な事業費を把握することを目的に策定するもの。	財政協働課

個別計画策定状況

令和4年4月1日現在

No.	計画の名称	策定主体	種別	策定期期	計画の期間	計画の概要	所管課
13	第2次吉野ヶ里町総合計画	町	独自	平成30年3月	平成30年度～令和9年度	行政運営の最上位計画。住民全体で共有する自治体の将来目標や施策を示し、全ての住民や事業者、行政が行動するための基本的な指針として策定。	企画調整課
14	第2次吉野ヶ里町国土利用計画	町	法定(任意)	令和2年3月	令和2年度～令和11年度	国土利用計画法に示される国土利用の基本理念に即して策定する、国土に広がる空間及び土地の利用に関する最も基本的な計画。	企画調整課
15	第2期吉野ヶ里町総合戦略	町	法定(任意)	令和3年3月	令和3年度～令和7年度	急速な少子高齢化の進展への的確な対応、東京圏への人口の過度な集中の是正により、それぞれの地域が将来にわたって活力ある社会の維持を目的に策定。	企画調整課
16	佐賀中部広域連合広域計画	広域	法定(必須)	平成30年3月	平成30年度～令和4年度	広域連合の目標等を、広域連合を組織する市町やその住民に対して明確に示すことにより、広域的調整を図りながら広域行政を適切にかつ円滑に行う。	企画調整課
17	吉野ヶ里町空家等対策計画	町	法定(任意)	平成31年3月	令和元年度～令和5年度	空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するために、町が取り組むべき対策の方向性等について、基本的な考え方を示す計画として策定	まち未来課
18	吉野ヶ里町統合庁舎及び中心地づくり基本構想	町	独自	令和3年3月	—	新たな中心機能の核となる統合庁舎の適地抽出及び本町にふさわしい中心地の基本構想として策定	まち未来課
19	吉野ヶ里町統合庁舎等整備事業基本計画	町	独自	令和4年3月	—	中心地に整備する予定である統合庁舎、図書館、コミュニティセンターについて、導入機能・規模などの施設計画として策定	まち未来課
20	吉野ヶ里町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	町	法定(必須)	平成30年2月	平成30年度～令和4年度	行政が率先して地球温暖化対策を推進していくため、町の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減につき具体的な施策を定めるもの。	住民課
21	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	町	法定(必須)	平成28年3月	平成28年度～令和12年度	町内の一般廃棄物の適正処理及び排出量の抑制のため、基本的な事項を定めるもの。	住民課
22	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画	広域	法定(必須)	平成28年3月	平成28年度～令和12年度	佐賀県東部環境施設組合構成市町区域内の一般廃棄物の適正処理及び排出量の抑制のため、基本的な事項を定めるもの。	住民課
23	生活排水処理基本計画	町	法定(必須)	平成29年4月	平成29年度～令和9年度	町内のし尿及び浄化槽汚泥の適正処理のため、基本的な事項を定めるもの。	住民課
24	一般廃棄物処理実施計画(ごみ処理計画)	町	法定(必須)	令和4年4月	令和4年度	一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定めるもの。	住民課
25	一般廃棄物処理実施計画(生活排水処理計画)	町	法定(必須)	令和4年4月	令和4年度	一般廃棄物処理基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定めるもの。	住民課
26	春振共同塵芥処理組合分別収集計画(第9期)	広域	法定(必須)	令和元年6月	令和2年度～令和6年度	一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、容器包装廃棄物の排出の抑制及びその分別収集につき、具体的な施策を定めるもの。	住民課
27	佐賀県東部地域循環型社会形成推進計画(第2期)	広域	独自	令和2年12月	令和3年度～令和7年度	持続可能な適正処理の確保に向けた更なるごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を進めるため、具体的な施策を定めるもの。	住民課
28	神埼・三養基地域循環型社会形成推進地域計画	広域	独自	令和元年12月	令和2年度～令和6年度	し尿及び浄化槽汚泥の安定的な処理を継続するため、耐用年数を超過している三神地区汚泥再生処理センターの基幹的設備改良の実施につき定めるもの。	住民課
29	吉野ヶ里町災害廃棄物処理計画	町	独自	平成31年3月	—	災害時における廃棄物の迅速かつ適切な処理を確保するため、必要な業務等を定めるもの。	住民課
30	第2次吉野ヶ里町地域福祉計画	町	法定(任意)	令和3年3月	令和3年度～令和8年度	「地域の助け合いによる福祉」を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを進め、「ともに生きる地域社会づくり」をめざすための仕組みづくりを目的として策定	福祉課
31	第6次吉野ヶ里町高齢者保健福祉計画	町	法定(必須)	令和3年3月	令和3年度～令和5年度	高齢者が可能な限り住み慣れた地域や住まいで尊厳ある自立した生活を送ることができることを目的として策定	福祉課
32	第6期吉野ヶ里町障がい福祉計画、第2期吉野ヶ里町障がい児福祉計画	町	法定(必須)	令和3年3月	令和3年度～令和5年度	障がいのある人が地域で安心して暮らせる自立と共生社会の実現を目指し、総合的な障がい者施策を策定	福祉課
33	第8期佐賀中部広域連合介護保険事業計画	広域	法定(必須)	令和3年3月	令和3年度～令和5年度	地域包括ケアシステムを深化・推進するため、地域の実情に応じた介護給付等対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られることを目的として策定	福祉課
34	吉野ヶ里町子育て支援プラン	町	法定(必須)	令和6年3月	令和7年度～令和11年度	「子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援行動計画」で構成された計画。地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保業務等の円滑な実施、母子の健康の確保及び増進、子どもへの適切な教育環境及び住環境の確保等を目的として策定。	こども・保健課

個別計画策定状況

令和4年4月1日現在

No.	計画の名称	策定主体	種別	策定期期	計画の期間	計画の概要	所管課
35	吉野ヶ里町第2期保険事業実施計画（データヘルス計画） 特定健診実施計画を含む	町	法定(必須)	平成30年3月	平成30年度～ 令和5年度	特定健診等の結果、レセプトデータ等の健康・医療情報を活用してPDCA（計画－実施－評価－改善）サイクルに沿った効果的かつ効率的な保険事業の実施を図るための指針として策定。	こども・保健課
36	健康吉野ヶ里21（第一次）	町	法定(必須)	平成25年3月	平成25年度～ 令和4年度	健康増進法に基づき、生活習慣病の一次予防、重症化予防の取組みを推進することを目的に策定。	こども・保健課
37	吉野ヶ里町自殺対策計画	町	法定(必須)	平成31年4月	平成31年度～ 令和10年度	自殺対策基本法に基づき、保健、医療、福祉、労働などが関連し、生きることの包括的な支援を実施することを目的に策定。	こども・保健課
38	東春振村農業振興地域整備計画	町	法定(必須)	昭和54年	昭和54年～ 現在	農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより農業の健全な発展を図るため、農業振興地域を指定し農業振興地域整備計画を定める。	農林課
39	新三田川農業振興地域整備計画	町	法定(必須)	昭和59年9月	昭和59年～ 現在	農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより農業の健全な発展を図るため、農業振興地域を指定し農業振興地域整備計画を定める。	農林課
40	佐賀北部地域有害鳥獣被害防止計画	広域	法定(任意)	令和2年3月	令和2年度～ 令和4年度	三市町（佐賀市・神埼市・吉野ヶ里町）で佐賀北部地域有害鳥獣広域駆除対策協議会を設立、運営していく中で、有害鳥獣獣種・地域の被害状況・有害鳥獣の捕獲頭数を明確にすることで、効率の良い被害防止を行うために計画を策定する。	農林課
41	吉野ヶ里町森林整備計画	町	法定(必須)	令和3年2月	令和3年度～ 令和12年度	育成単層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の的確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病虫害や野生鳥獣被害の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図り、効率的な森林施策を計画的に推進する。	農林課
42	吉野ヶ里町観光まちづくり戦略 【吉野ヶ里町観光戦略計画】	町	独自	平成30年3月	平成30年度～ 令和9年度	本町の町政運営の指針である「第2次吉野ヶ里町総合計画」に掲げられている「ひとよし・まちよし・住んでよし 快適ふるさと 吉野ヶ里」を進めていくために、戦略的かつ実効性のある計画として、新たに策定するもの	商工観光課
43	吉野ヶ里町公共下水道全体計画	町	法定(任意)	令和3年3月	令和3年度～ 令和15年	全体計画は、各マスタープランに定められた目標等に基づき、将来的な下水道施設の配置計画を定める。	建設事業課
44	吉野ヶ里町公共下水道事業事業計画	町	法定(必須)	令和4年3月	令和4年度～ 令和9年	事業計画は、全体計画に定められた施設のうち、5～7年間で実施する予定の施設の配置等を定める計画であり、下水道を設置しようとするときは、事業計画を策定する必要がある。【下水道法第4条】	建設事業課
45	吉野ヶ里町公営住宅等長寿命化計画	町	法定(任意)	令和3年3月	令和3年度～ 令和12年度	公営住宅等について、中長期的な建替や改善コストの縮減の観点から、点検予防、保全的な修繕、耐久性の向上を図ることを目的とする。長寿命化に関する基本方針や対象とする住宅団地、実施する維持管理・改善計画を策定。計画期間はおおむね10年とする。	建設事業課
46	吉野ヶ里町舗装個別施設計画	町	法定(任意)	平成30年12月	平成30年度～ 令和4年度	町道の維持管理のために舗装補修工事等を計画的に行う計画である。令和4年度までの計画期間となっているが、令和5年度以降は本計画を見直す予定。	建設事業課
47	吉野ヶ里町橋梁長寿命化修繕計画	町	法定(任意)	令和2年3月	令和元年度～ 令和49年度	町が管理する橋長2m以上の橋梁について、予防保全を考えた計画的な補修工事を効率的に行うことにより、橋梁の延命化と適切な維持管理の推進を図ることを目的とする。本計画については10年に一度計画の見直しを行う。	建設事業課
48	道路マスタープラン	町	独自	平成22年3月	平成22年度～	道路の機能強化、効率的な道路整備を図るため、吉野ヶ里町独自の将来に向けた幹線町道網の整備するための計画	建設事業課
49	吉野ヶ里町学校施設長寿命化計画	町	独自	令和3年3月	令和3年度～ 令和8年度	中長期的な維持管理等に係るコストの縮減、施設の長寿命化等による財政負担の軽減を図りながら、学校施設に求められる機能及び性能を確保し、子どもたちが安全・安心に施設を利用できるような教育環境の整備を実施することを目的として策定。	学校教育課

6. 用語解説

あ行

ICT

Information and Communication Technology の略。情報処理及び情報伝達の工学及びその社会的な応用技術の総称。

ESG

環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の略。企業が環境・社会・企業統治に配慮する考え方であり、企業が長期的に成長するためには欠かせない社会に負う責任でもあるという考え方。

インバウンド

外国人旅行者を自国へ誘致すること。日本においては、海外から日本へ来る観光客を指す。行政の対策として「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002」に従い平成 14 年から始まった「ビジット・ジャパン・キャンペーン」において、一般的な言葉となった。

インフラ

一般に、生活や経済活動を支える基盤となる諸々の施設を指す。具体的には、学校、病院、道路、橋りょう、鉄道、港湾施設、上下水道、電気ガスなど。

ウィズコロナ・アフターコロナ

ウィズコロナは、新型コロナウイルス感染症と共存していく社会、アフターコロナは、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行した後の社会を指す。

A L T

AssistantLanguageTeacher の略(外国語指導助手)。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とするか同等の英語力を有する外国人のこと。

SDGs

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略で、2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことが理念としてあげられており、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本でも積極的に取り組んでいる。

か行

介護保険事業計画

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために、国の基本指針に即して、市町村及び都道府県が定める計画。

関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人。

健康寿命

人が心身ともに健康で自立して活動し生活できる期間。

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第 61 条に基づいて、自治体の子ども・子育てに係る総合計画として策定された計画。

コミュニティバス

交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村等が主体的に計画し、運行するバス交通のこと。

さ行

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスといった、永続的に利用することができると認められるエネルギー源。

自主防災組織

地域住民による任意の防災組織を言う。主に自治会等が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のこと。

消費生活センター

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせの受付処理、消費者教育などにあたる専門相談員を配置した行政機関。

食育

一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を身に付けるための学習等の取り組み。

生活習慣病

食事、運動、休養、喫煙、ストレスなどの生活習慣がその発症や進行に関与する病気の総称のこと。

成年後見制度

成年に達していても、病気や障がいにより十分な意思決定の能力をもたない人について、第三者（成年後見人）の関与を受けることにより、その人の権利保護を図る制度。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つの多様性から成り立っている。生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているとされる。

健やか親子 21

平成 13 年から開始された、母子の健康水準を向上させるための様々な取組を、みんなで推進する国民運動計画。

ストックマネジメント

構造物や施設の機能診断に基づく機能保全対策の実施を通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、設計・製造から解体までにかかる費用を低減させるための管理手法。

スマート農業

ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。

3R（リデュース・リユース・リサイクル）運動

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生使用)運動。

セキュリティ対策

インターネットやコンピュータを安心して使い続けられるように、大切な情報が外部に漏れたり、ウイルスに感染してデータが壊されたり、普段使っているサービスが急に使えなくなったりしないように必要な対策をとること。

た 行

地域おこし協力隊

人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、意欲ある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持・強化を図っていくことを目的とした制度。

地方創生

少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することを目指した一連の政策。平成28年3月末までに、47都道府県、1,737市区町村で「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定され、各地域の実情に即した具体的な取り組みが始まっている。

電子黒板

描いた内容を電子的に変換することが可能なホワイトボード。

特定健康診査

平成20年4月より始まった40歳～74歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした健康診査。

特別支援教育

発達障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持っている力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う教育活動全般をいう。

DMO

Destination Management/Marketing Organization の略で、様々な地域資源を組み合わせた観光地の一体的なブランドづくり、情報発信・プロモーション、効果的なマーケティング、観光戦略など地域が主体となって行う観光まちづくりの推進主体のこと。

デマンドタクシー

デマンド交通とは、定時・定路線のバス運行に対して、電話予約など利用者のニーズに応じて柔軟な運行を行う公共交通(ここではタクシー)の一つの形態。

テレワーク

情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

な行

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき、経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、[1] 市町村の基本構想に照らして適切であり、[2] その計画の達成される見込みが確実で、[3] 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。

21 世紀における国民健康づくり運動（健康日本 21）

新世紀の道標となる健康施策、すなわち、21 世紀において日本に住む一人ひとりの健康を実現するための、新しい考え方による国民健康づくり運動。

は行

ハード・ソフト

ハードは、モノ（目に見える形で提供できるもの）を作る業務、ソフトは、サービスなどの役務（形として残らないもの）を提供する業務。

バリアフリー

道路や建築物の通路の段差解消や、手すり、洋式トイレの設置等、高齢者、障がい者等の社会参加や自立を困難にしている物理的・社会的バリア等、日常生活の中で存在するあらゆる障がいを取り除く施策、もしくは実際に取り除いた状態。

PDCAサイクル

Plan（計画）、Do（実行）、Check（確認）、Action（改善）の4つから構成され、それぞれの頭文字をとって作られた言葉。このPDCAの手順を意識して業務を遂行することで、目標達成へと近付けられるとされる手法のこと。

避難行動要支援者

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人。

ファミリーサポートセンター

市町村で実施する、地域の子育てを応援する相互援助のための会員組織。育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、ファミリーサポートセンターが仲介して、会員同士で支え合う組織。

ふるさと納税

居住地の自治体に納めるべき住民税の一部を、居住地以外の自治体に収めることを可能とした制度。納税者の自発的な意思を尊重するため寄附金税制を採用し、所得税及び居住地の住民税から、寄附金の2,000円を超える部分について、それぞれの限度額まで全額控除が受けられる。

プロモーション活動

受け手が、製品やサービスに対する意識、関心を高める活動のこと。

ま行

メディアリテラシー

コンピュータやインターネットを活用して、情報・データを管理、活用する能力のこと。

や行

有害鳥獣

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害をもたらす鳥獣。

UD（ユニバーサルデザイン）

高齢者や障がい者という特定の人に限定せず、また、あらゆる体格、年齢、障がいの度合いに関係なく、できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間等をデザインすること。

ら行

レジリエント（ス）

防災分野や環境分野で想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靱さを意味する用語。

6次産業化

1次産業としての農林業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みのこと。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすること。

ワーケーション

英語の Work（仕事）と Vacation（休暇）の合成語。リゾート地や地方部など、普段の職場とは異なる場所で働きながら休暇取得を行うこと。あるいは休暇と併用し、旅先で業務を組み合わせる滞在のこと。

第2次吉野ヶ里町総合計画 後期基本計画
令和5～9年度（2023～2027年度）

発行：吉野ヶ里町 企画調整課

〒842-8501 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田 321 番地 2

電話：0952-37-0336 FAX：0952-52-6189

Eメール：kikakuchosei@town.yoshinogari.lg.jp

第2次 吉野ヶ里町総合計画 後期基本計画 令和5~9年度(2023~2027年度)

発行：吉野ヶ里町 企画調整課

〒842-8501 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田321番地2

電話：0952-37-0336 FAX：0952-52-6189

Eメール：kikakuchosei@town.yoshinogari.lg.jp